

白井市国土強靱化地域計画について

目 次

| | |
|---|----|
| 第1章 計画策定の趣旨及び基本的な考え方..... | 1 |
| 1 計画策定の趣旨..... | 1 |
| 2 本市の地域特性..... | 2 |
| (1) 自然..... | 2 |
| (2) 社会..... | 3 |
| 3 基本的な考え方..... | 5 |
| (1) 計画の位置づけ..... | 5 |
| (2) 計画の構成..... | 6 |
| (3) 計画策定のプロセス..... | 6 |
| 4 目指すべき姿..... | 7 |
| 5 基本目標..... | 7 |
| 6 事前に備えるべき目標..... | 7 |
| 第2章 脆弱性評価..... | 8 |
| 1 想定するリスク..... | 8 |
| (1) 地震..... | 8 |
| (2) 風水害・土砂災害..... | 12 |
| (3) 富士山大規模噴火等..... | 13 |
| 2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定..... | 14 |
| 3 強靱化に関する施策分野の設定..... | 17 |
| 4 評価の実施手順..... | 18 |
| 5 脆弱性評価結果..... | 19 |
| (1) 施策の重点化とハード整備とソフト対策の適切な組合せ..... | 19 |
| (2) 代替性・冗長性 [※] 等の確保..... | 19 |
| (3) 自助・共助・公助の連携強化..... | 19 |
| 第3章 強靱化の推進方針..... | 20 |
| 1 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとの推進方針..... | 20 |
| 2 施策分野ごとの推進方針..... | 40 |
| 第4章 計画の推進と見直し..... | 55 |
| 1 施策の重点化..... | 55 |
| 2 進捗状況の把握..... | 55 |
| (1) 施策の推進..... | 55 |
| (2) PDCAサイクル..... | 55 |
| 【資料1】 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとの脆弱性評価結果..... | 57 |
| 【資料2】 施策分野ごとの脆弱性評価結果..... | 72 |
| 【参考資料1】 国土強靱化基本計画の重点化プログラム..... | 83 |
| 【参考資料2】 千葉県国土強靱化地域計画の重点化プログラム..... | 84 |

第1章 計画策定の趣旨及び基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、我が国観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大地震とそれに伴う津波に加え、原子力発電施設における大量の放射性物質の漏洩を伴う原子力事故に発展するなど、広域にわたって大規模な被害が発生し、死者約1.5万名、住家全壊被害約12.6万戸という未曾有の複合災害となった。本市においても、震度5強を観測し、軽症者2名、屋根瓦・壁の崩落等による一部損壊422世帯、がけ崩れ3か所の被害が発生した。東日本大震災後も、最大震度7を記録した平成28年熊本地震や平成30年北海道胆振東部地震をはじめ全国各地で大規模な地震が発生しており、さらに今後30年以内には、70%程度の確率でマグニチュード7クラスの首都直下型地震が発生すると推定されている。

また、令和元年に千葉県を中心に記録的な暴風に伴う住家被害、大規模停電や断水等の大きな被害をもたらした台風第15号及び第19号が発生しており、地球温暖化などに起因する気候変動による台風の大型化や線状降水帯に伴う集中豪雨の長期化の顕在化など、近年、大規模自然災害の発生によるリスクが一段と高まっている。

その中で、いかなる大規模自然災害が発生しても、人命を守り、経済社会が致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持った、安全・安心な国土・地域・経済社会システムを平時から構築する「国土強靱化」が非常に重要となっている。

国は、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、平成26年6月には「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を策定した。

また、千葉県は、大規模自然災害が発生しても社会経済システムが機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興ができるよう、外部の意見を踏まえながら全庁横断的に「千葉県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を平成29年1月に策定した。

本市においても、国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、白井市国土強靱化地域計画（以下「市地域計画」という。）を策定し、白井市第5次総合計画（以下「市総合計画」という。）後期基本計画に横断的視点として掲げた「災害に強いまちづくり」を推進する。

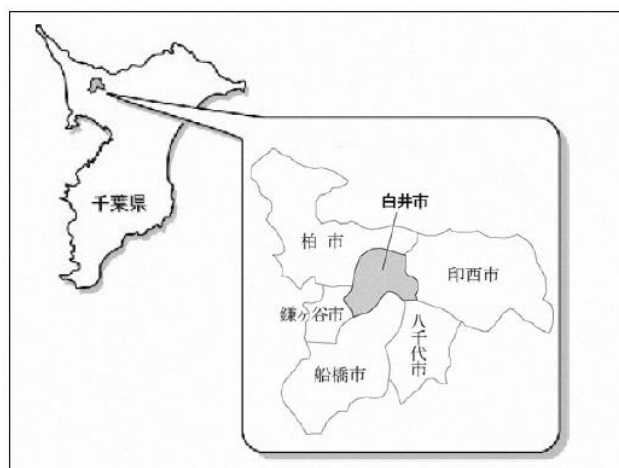
2 本市の地域特性

(1) 自然

① 位置等

本市は、千葉県の北西部、印旛地域の最西部に位置し、都心から約 30km の距離にある。東部は印西市と八千代市、南部は船橋市、西部は鎌ヶ谷市、北部は柏市の 5 市に接しており、市域は東西 8.7km、南北 7.7km、周囲 34.8km で、面積は 35.48 km²である。

本市は、かつての農地や山林に千葉ニュータウン地域をはじめとする住宅地や白井工業団地などの市街地開発が進み、都市的地域が形成されている。一方で、都心から 30km 圏にありながら、自然的土地利用が市域の 6 割を占め、農地や山林、神崎川や下手賀沼、金山落といった多様な自然資源に溢れるなど、都市的地域と自然的・田園地域が近接して共生している環境にある。



② 地勢

本市は、下総台地に属しており、海拔は 20～30m で概して平坦であるが、ところどころに丘陵の起伏をもっている。

主要河川には、北部の柏市境の金山落、中央部の神崎川と南部の二重川があり、これらに沿って帯状に水田が開かれ、台地面には畑と山林が展開している。

しかし、これら河川の上流部において千葉ニュータウン事業及び白井・沼南土地区画整理事業などの大規模宅地開発が行われ、雨水排水等による河川への負担が増大している。

③ 地形・地質

本市の主要部分を占める下総台地は、西から東に向かってやや傾斜した地形となっている。この台地を刻んで樹枝状谷が形成されており、台地の北側と南側には帯状の低地が形成されている。また、手賀沼と印旛沼流域の分水界が南西部より東北部にかけて通っている。

下総台地は海拔 30m で高い面に属し、地形的には隆起海岸平野であり、浅海底で形成された平坦な地形が地盤の隆起と海面の低下の結果、陸地化し台地を造ったものである。この陸地化の過程での地盤の運動には様式や速度に差があり、海面の低下速度も一様で

はないため、下総台地は数段の地形に分かれている。ここでは、海岸段丘の一部である上位段丘と、河成層の竜ヶ崎砂層を伴った中位段丘の2段に区分されている。

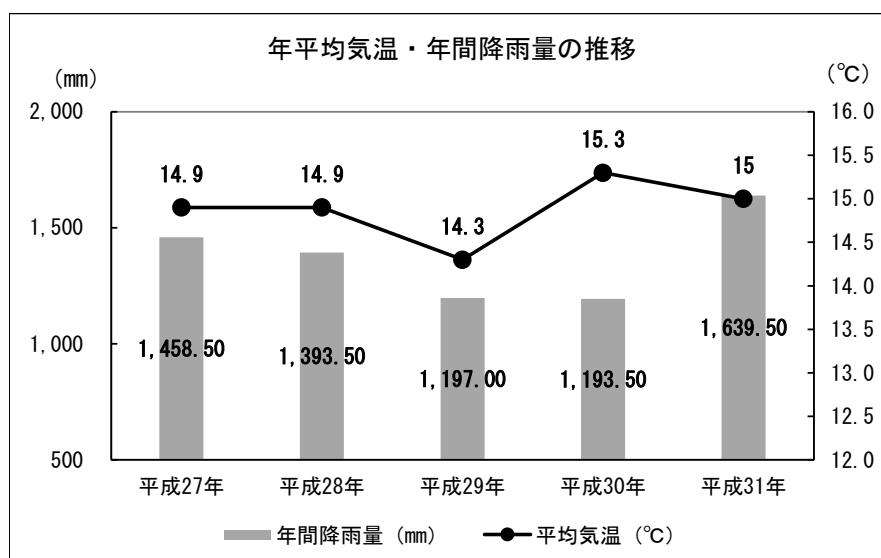
上位・中位段丘は、表層が火山灰層の台地で平坦性に富み造成が容易なため、市域の北部や南部、東部に団地が造られるなど、宅地や工場の進出が目立っている一方で、肥沃な土地のため畑地にも利用されている。また、台地の周辺部に形成された斜面は、雑木林となっている。

低地は、本市の北側に位置する手賀沼流域と南に位置する印旛沼流域に形成されており、この谷底平野は主に水田に利用されている。

④ 気 象

本市は、夏に偏西風、冬には強い北西の風が吹く内陸性の気候である。

平成27年から平成31年までの5年間でみると、年平均気温は14.9℃、年間平均降雨量は1,376.4mmである。



出典：平成31年版 統計しろい

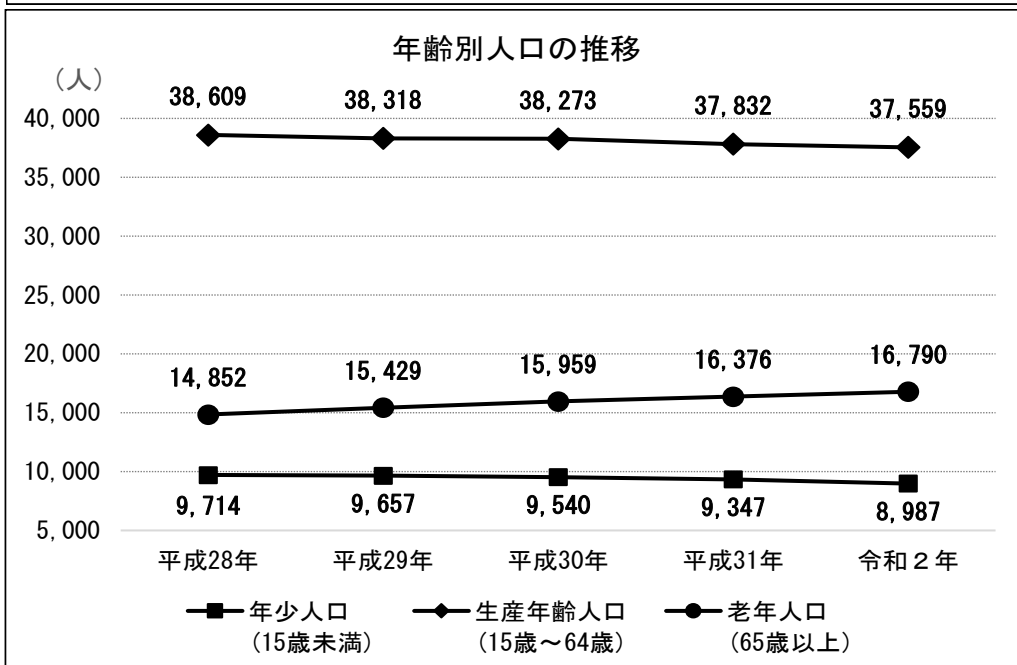
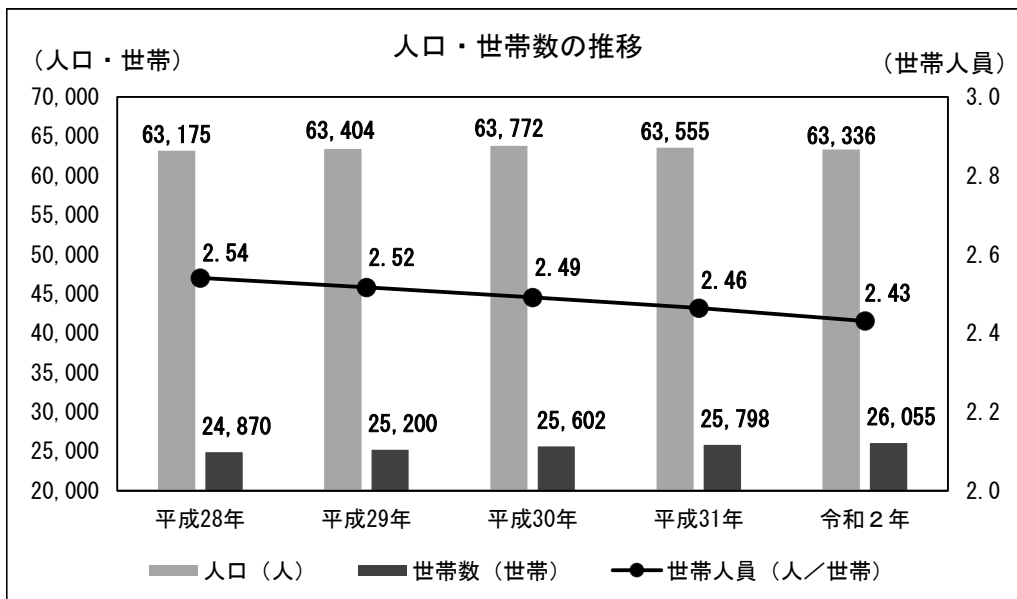
(2) 社 会

① 人口等

本市の人口は、千葉ニュータウンの開発に伴う人口流入により年々増加傾向にあったが、最近5年間の動向をみると、平成30年をピークに減少に転じている。一方で、世帯数は近年増加傾向にあるが、一世帯当りの人員は、平成28年の2.54人/世帯から令和2年には2.43人/世帯と減少している。

また、年齢別人口の推移では、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15歳～64歳）は減少傾向であり、老年人口（65歳以上）は増加している。これを構成比でみると、老年人口の比率は平成28年の23.5%から令和2年には26.5%に増加している。

これらから、人口減少社会の到来と核家族化、少子・高齢化の進展がうかがえるものであり、今後もこの傾向で推移することが見込まれる。



出典：平成31年版 統計しろい、市資料（※各年3月末現在（住民基本台帳））

② 道路・交通

道路は広域幹線道路として、南関東の環状幹線である国道16号と成田空港と都心を結ぶ国道464号が縦横に走るとともに、東京外かく環状道路と成田国際空港を最短で結び、災害時における緊急輸送ネットワークの強化などに資する重要路線である国道464号北千葉道路の整備が進められているところである。

また、鉄道は北総線が成田空港線*や京成線・都営浅草線・京急線を通して、成田空港と羽田空港に直結するなど、東京の2つの玄関口に近いという特徴がある。

※：東京都葛飾区の京成高砂駅と成田市の成田空港駅を結ぶ鉄道路線で、成田国際空港へのアクセス路線ということをアピールするため「成田スカイアクセス」という愛称で呼ばれている

③ 土地利用

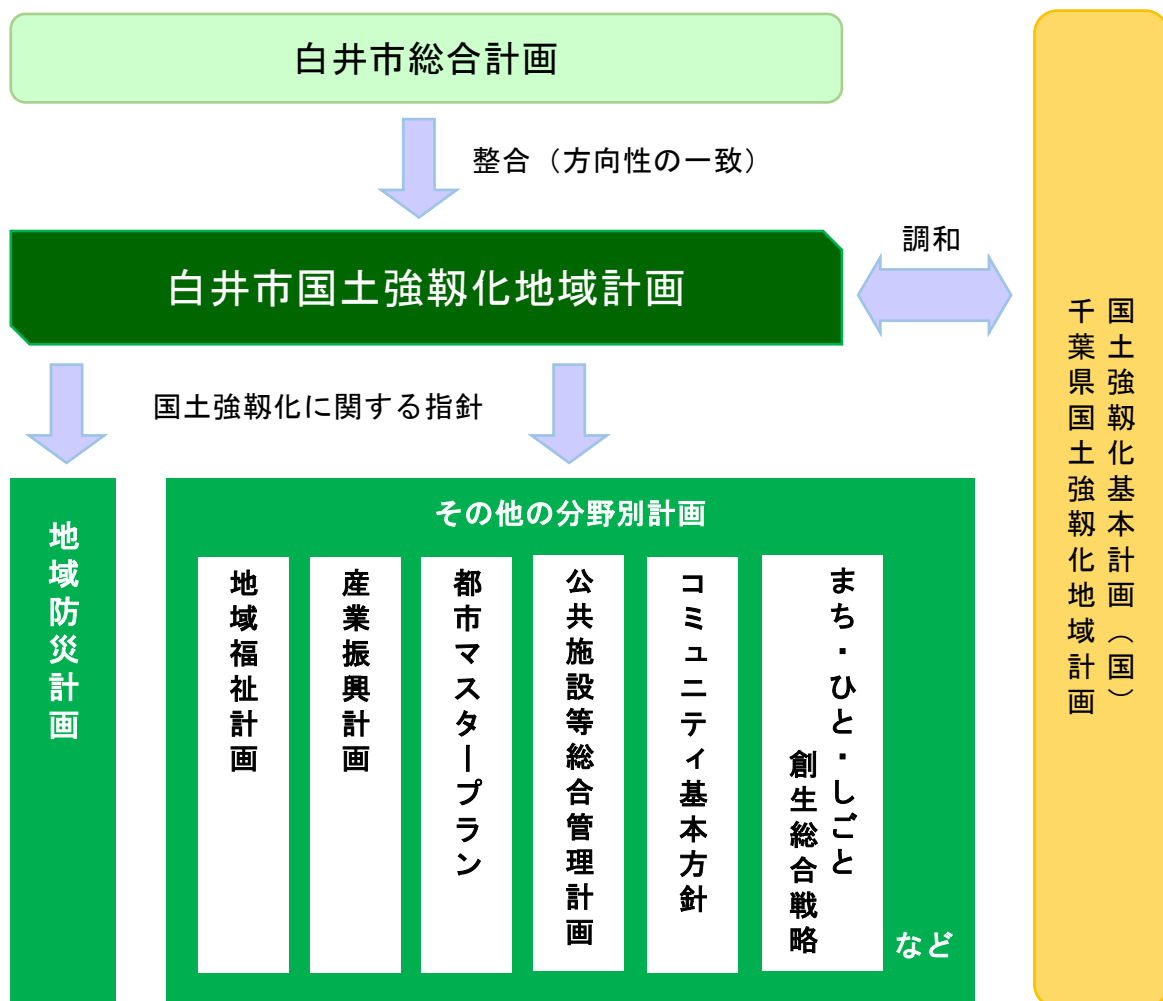
本市は、千葉ニュータウン事業により整備された生活基盤の整った良好な住宅地、ニュータウンに接して形成されている戸建住宅地、田園風景などの自然資源を背景とした集落、工業団地など、それぞれに個性豊かな地域が存在している。

3 基本的な考え方

(1) 計画の位置づけ

市地域計画は、これまでに取り組んできている防災・減災対策の取組を念頭に、今後の本市の強靱化に関する施策を、国基本計画や県地域計画との調和を図るとともに、国、県、民間事業者など関係者相互の連携のもと、強靱な地域づくりを総合的、計画的に推進するため、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものである。また、国土強靱化の観点から、総合計画の下位として調和を図るとともに、各分野の基幹計画の上位として、国土強靱化に関して各分野の個別計画の指針となる計画として位置付ける。

【地域計画と関連計画の関係】



(2) 計画の構成

国土強靱化の取組は、長期にわたる継続的な指針性とともに着実な推進による実効性が求められることから、市地域計画は、「基本計画編」及び「アクションプラン編」の2編で構成するものとし、その主な内容は次表のとおりとする。

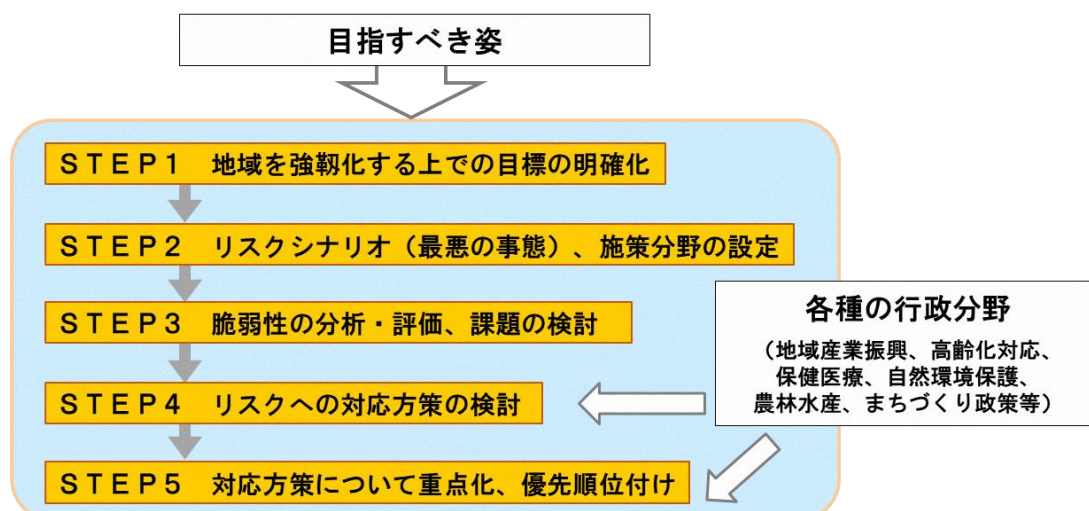
| | |
|-----------|--|
| 基本計画編 | <ul style="list-style-type: none">・ 計画の基本的な考え方・ 脆弱性の分析・評価とリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）への対応方策・ 対応方策の重点化 |
| アクションプラン編 | <ul style="list-style-type: none">・ 事業内容及び数値目標等 |

基本計画編は、国土強靱化に関する長期にわたる継続的な指針性を有する計画とするため、期間設定は行わないが、総合計画の基本計画策定時期と合わせて、国や県の国土強靱化に関する取組の動向、社会情勢の変化など踏まえ、原則5年ごとに見直しを行う。

アクションプラン編は、国土強靱化に関する取組を着実に実行できるよう、総合計画の基本計画期間と合わせて、計画の期間を令和3年度から7年度までの5年間とし、毎年度、施策ごとに設定した重要業績評価指標（KPI）の達成状況等を評価するとともに、必要に応じて計画の見直しを行う等、実効性を確保する。

(3) 計画策定のプロセス

国土強靱化地域計画策定ガイドライン（令和2年6月、内閣官房国土強靱化推進室）を踏まえて、市地域計画は、次のようなプロセスによって策定するものとする。



4 目指すべき姿

本計画では、市域の強靱化を総合的に図るため、次のように目指すべき姿を設定する。

今後首都直下型地震が高い確率で発生することが見込まれるとともに、地球温暖化などを原因とした気候変動により台風の大型化や豪雨などのリスクが高まる中、災害から市民の生命・身体・財産を守り、市民が安心して安全に暮らせるよう、「災害に強いまちづくり」を進める。

5 基本目標

基本法では、第14条で、地域計画は「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されていることを踏まえ、市地域計画の策定に当たっては、国基本計画及び県地域計画の基本目標を踏襲し、以下の4つを基本目標として、強靱化を推進する。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化（減災・縮災）を図ること
- IV 迅速な復旧・復興を図ること

6 事前に備えるべき目標

5で示した4つの基本目標をもとに、大規模自然災害を想定して、より具体化し、達成すべき目標として、国基本計画及び県地域計画を踏まえ、次の8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

1. 直接死を最大限防ぐ
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3. 必要不可欠な行政機能は確保する
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
5. 経済活動を機能不全に陥らせない
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
8. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第2章 脆弱性評価

1 想定するリスク

本市では、市民生活・市経済に甚大な影響をおよぼすリスクとして、首都直下型地震等地震の発生が危惧されていること、また、近年、台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向となってきたことや富士山の噴火への備えが求められていることを踏まえ、市地域計画において想定するリスクを大規模自然災害〔地震、風水害・土砂災害、火山噴火〕とする。

また、平成31～令和2年度に、中央防災会議や平成26～27年度「千葉県地震被害想定調査」を参考に、地震被害想定を実施するとともに、追加指定された土砂災害警戒区域及び改められた浸水想定区域により、防災アセスメント調査の見直しを行っていることを踏まえ、防災アセスメント調査の結果を市地域計画の被害想定とする。

なお、本項の各資料は、防災アセスメント調査報告書（令和2年3月）から引用し以下に示す。

(1) 地震

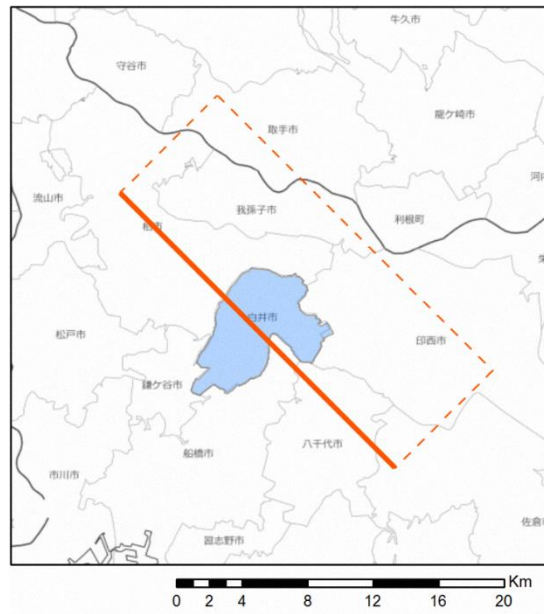
平成26～27年度「千葉県地震被害想定調査」の結果等を踏まえ、本市に最も影響を及ぼすことが危惧される地震及び地震被害想定について見直しを行った結果は以下のとおりである。

●想定地震

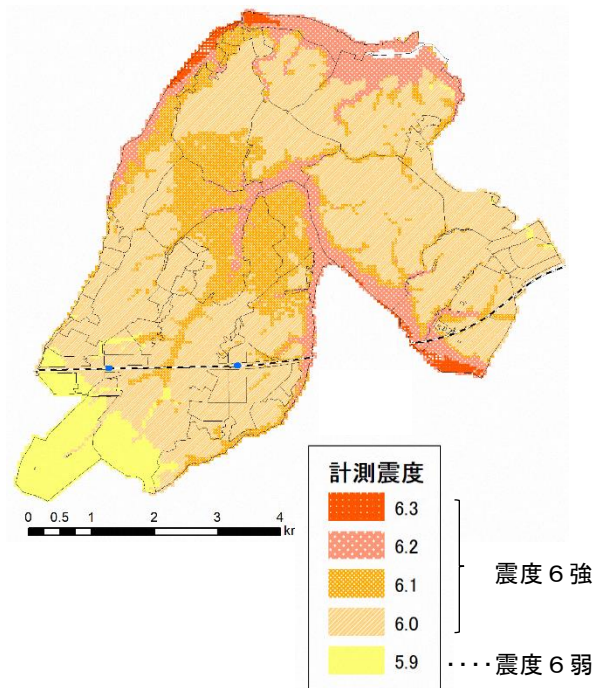
想定地震の震源断層の諸元

| | |
|------|-------------------------------------|
| 規模 | モーメントマグニチュード6.8 気象庁マグニチュード7.1に相当 |
| 長さ | 23.8km |
| 幅 | 11.9km |
| 上面深さ | 5 km |
| 傾き | 45度北東方向に傾斜 |
| 震源断層 | 上辺が白井市重心を通り、北西から南東に伸びる |

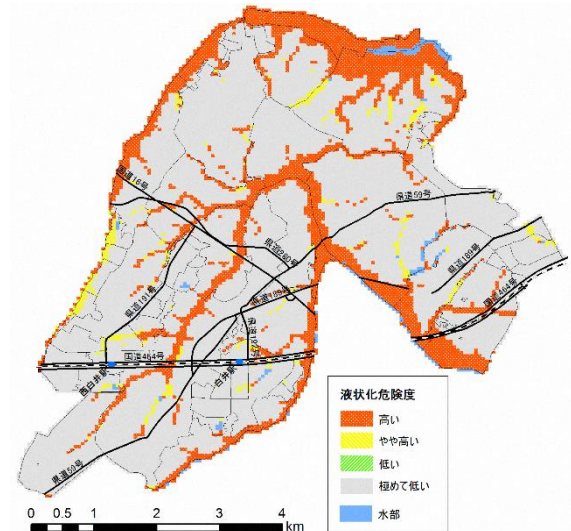
●想定震源断層の位置



●震度分布図

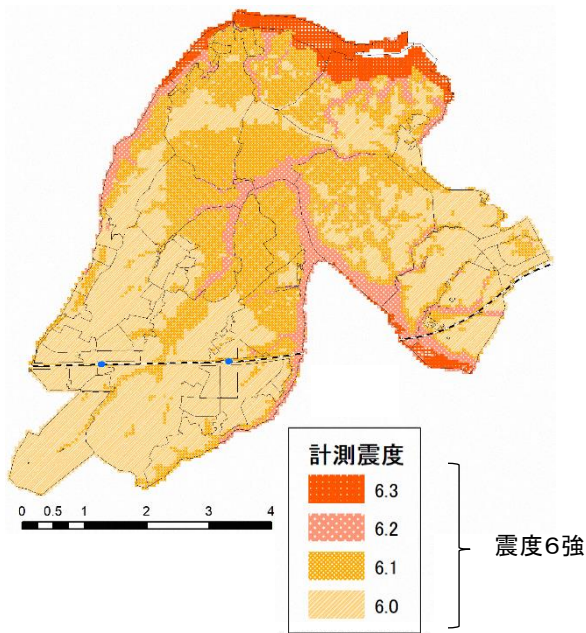


●液状化危険度分布図



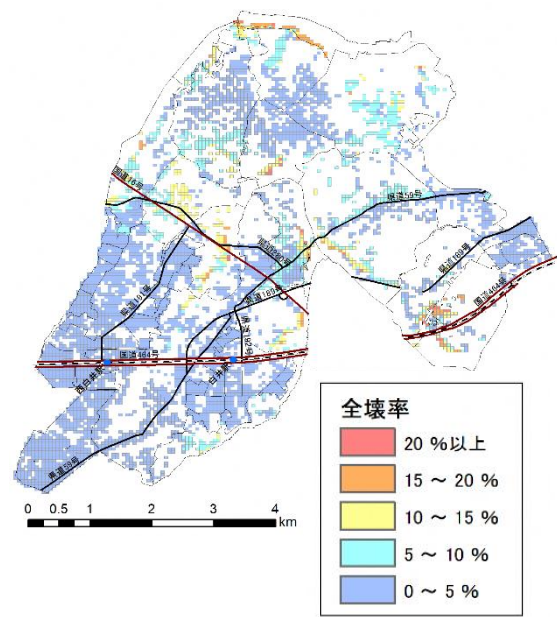
液状化危険度の高い場所は河川沿いの低地のみで、ほとんど都市的土地利用されていない場所である。
 (「低い」はない)

●揺れやすさマップ



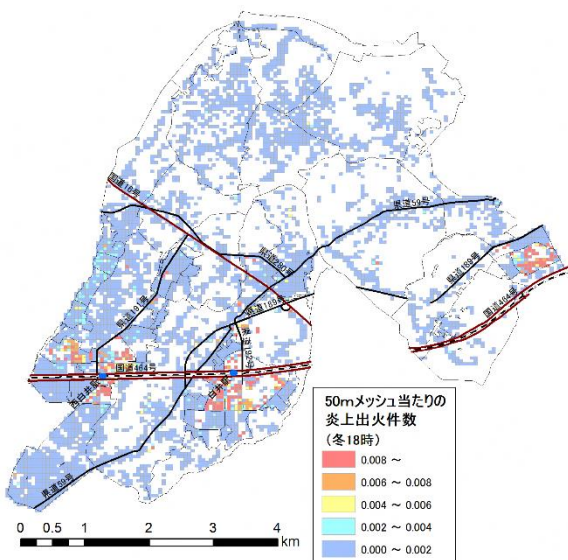
市全域で震源断層からの距離を等距離(5km)にした場合の震度分布図

●全壊率分布



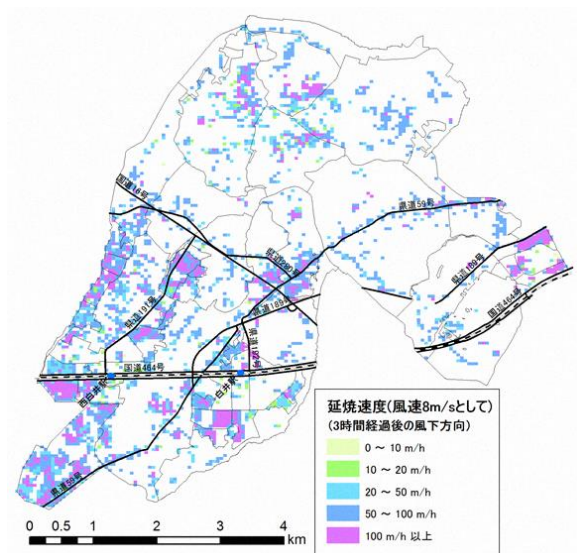
なお、千葉県では、同じ規模で、震源断層位置が千葉市付近まで離れた「千葉県北西部直下の地震」の想定で、白井市の震度はほとんど6弱、東部の一部で6強となっている。

●出火しやすい場所の分布



全壊する建物だけでなく、揺れによる出火の算定も行っている。戸数が多いところ、飲食店が多いところで出火が多い。

●延焼しやすい場所の分布



延焼は木造建物が密集しているところほど延焼しやすい(延焼族度が大きい)。

●想定地震による白井市全市における地震被害予測結果

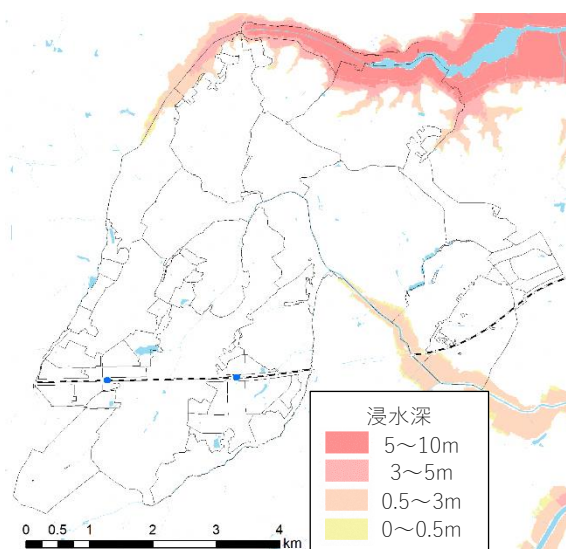
| | | | | |
|----------|--|--|------------------------------------|-----------------------|
| 震 度 | 平均震度 6.0 (5.9~6.3) | | | |
| 液状化 | 今井で液状化危険度が高いほかは、液状化危険度が高い場所は少ない。 | | | |
| 建物被害 | 区 分 | 木造建物 | 非木造建物 | 合 計 |
| | 建物棟数 | 13,589 | 4,747 | 18,336 |
| | 全壊棟数 | 421 | 52 | 472 |
| | 全壊率[%] | 3.1 | 1.1 | 2.6 |
| | 半壊棟数 | 1,478 | 188 | 1,667 |
| | 全半壊棟数 | 1,899 | 240 | 2,139 |
| | 全半壊率[%] | 14.0 | 5.1 | 11.7 |
| 火災被害 | 区 分 | 冬 5 時 | 夏 12 時 | 冬 18 時(風速 8m/s) |
| | 全出火件数 | 2 | 2 | 9 |
| | 炎上出火件数 | 1 | 1 | 6 |
| | 延焼による焼失棟数 | 0 | 0 | 約 130 |
| | 延焼による焼失率[%] | 0 | 0 | 0.7 |
| ライフライン被害 | 電 力 | 直後にほぼ全域が停電。 9 割が復旧するまでに 3~4 日。 | | |
| | 上水道 | 直後に断水率 75% (断水人口 41,700 人)。 9 割が復旧するのに約 1 ヶ月。 | | |
| | 下水道 | 支障率 3.8% (支障人口 1,857 人)。 1 週間以内に機能が回復。 | | |
| | 都市ガス | 直後に 74%が都市ガス供給停止。 9 割が復旧するのに 1 ヶ月強。 | | |
| | 通 信 | 固定電話回線は直後に半数以上が不通。 携帯電話は直後に多くの通信可だが、1 日後に約半数で不通。 9 割が復旧するのに約 1 ヶ月。 | | |
| 交 通 | 道 路 | 緊急輸送道路 10.35km のうち 1.15 箇所の被害 | | |
| | 鉄 道 | 1 週間~1 ヶ月ほど復旧に要する可能性がある (これよりも比較的早く復旧する可能性あり) | | |
| 人的被害 | 区 分 | 冬 5 時 | 夏 12 時 | 冬 18 時(風速 8m/s) |
| | 死者数 | 32 (0.05%) | 16 (0.02%) | 25 (0.04%) |
| | 負傷者数 | 315 (0.50%) | 185 (0.29%) | 242 (0.38%) |
| | そのうち重傷者数 | 39 (0.06%) | 23 (0.04%) | 30 (0.05%) |
| 避難者 | 最大となる冬 18 時風速 8m/s の場合 | | | 全市人口に対する 避難所避難者の割合 |
| | 区 分 | 避難者数 | 避難所避難者数 | |
| | 当日・1 日後 | 2,011 | 1,206 | 1.9% |
| | 1 週間後 | 10,177 | 5,089 | 8.0% |
| | 2 週間後 | 14,235 | 5,694 | 9.0% |
| | 1 ヶ月後 | 7,392 | 2,218 | 3.5% |
| 帰宅困難者 | 周辺市区町村から白井市への通勤・通学者のうち滞留帰宅困難者となる者の人数 | | 白井市から周辺市区町村への通勤・通学者のうち帰宅困難者となる者の人数 | |
| | 3,156~3,248 | | 9,726~12,714 | |
| 災害廃棄物 | 最大となる冬 18 時風速 8m/s の場合の災害廃棄物発生量 143,274 [トン] | | | |

※令和元年 7 月末白井市口 63,423 人、全建物棟数 18,336 棟(木造 13,589 棟、非木造 4,747 棟)として想定

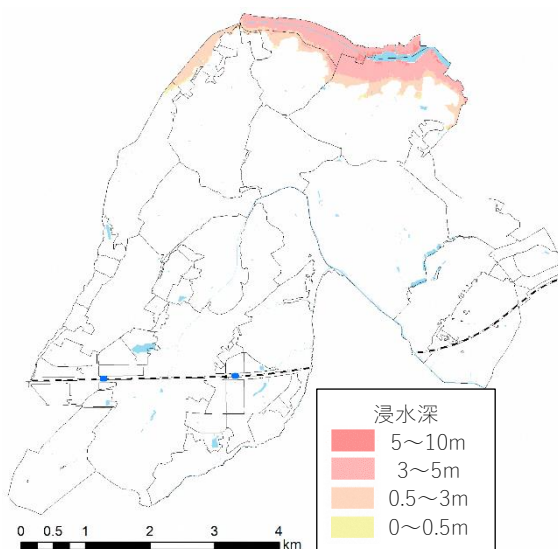
(2) 風水害・土砂災害

水防法改定により設定された想定最大規模として、利根川洪水浸水想定（想定降雨：利根川流域、八斗島上流域に3日間総雨量491mm）、手賀川・手賀沼洪水浸水想定（想定降雨：手賀川・手賀沼流域に2日間総雨量815mm）、高崎川洪水浸水想定（想定降雨：高崎川流域に1日間総雨量668.7mm、この場合、印旛沼流域全体で水位が上昇し、市内を流れる神崎川、二重川が氾濫する）における影響人口の推定結果、及び土砂災害の危険性についての結果は以下のとおりである。

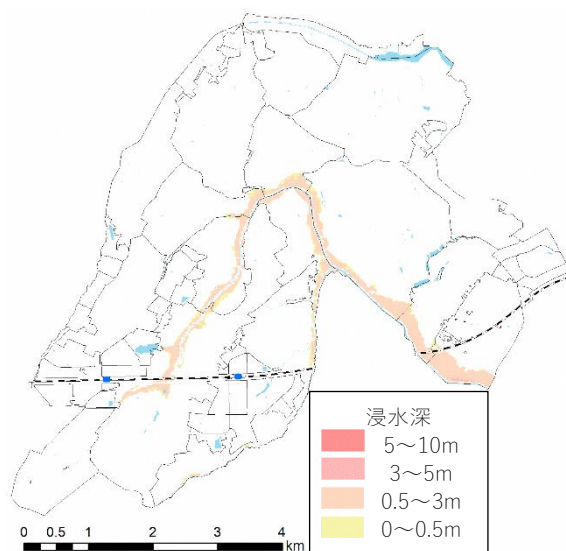
●利根川浸水想定区域（想定最大規模）



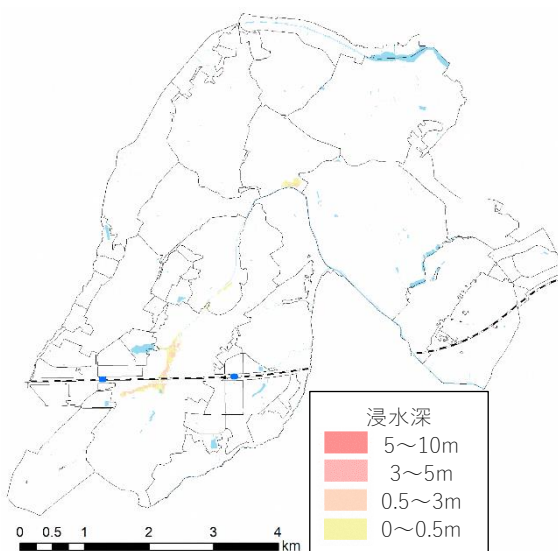
●利根川浸水想定区域（計画規模）



●高崎川浸水想定区域（想定最大規模）

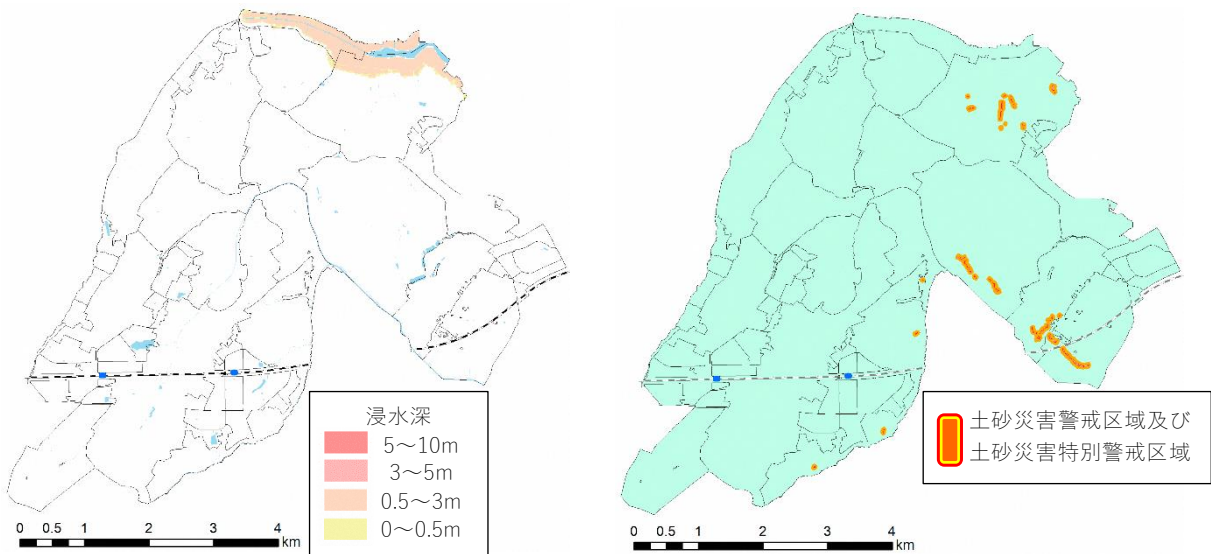


●高崎川浸水想定区域（計画規模）



※高崎川洪水浸水想定についての白井市内での対象河川は神崎川、二重川

- 手賀川・手賀沼浸水想定区域（想定最大規模）
- 土砂災害警戒区域



●白井市全市における風水害及び土砂災害のまとめ

| | | |
|------|--|--------------|
| 水 害 | 利根川浸水想定区域（想定最大規模）浸水域内人口 （下段は全市人口に対する割合） | 200 0.31% |
| | 利根川浸水想定区域（計画規模）浸水域内人口 （下段は全市人口に対する割合） | 178 0.28% |
| | 高崎川浸水想定区域（想定最大規模）浸水域内人口 （下段は全市人口に対する割合） | 101 0.16% |
| | 高崎川浸水想定区域（計画規模）浸水域内人口 （下段は全市人口に対する割合） | 22 0.03% |
| | 手賀川・手賀沼浸水想定区域（想定最大規模）浸水域内人口 （下段は全市人口に対する割合） | 16 0.03% |
| | 手賀川・手賀沼浸水想定区域（計画規模）浸水域内人口 （下段は全市人口に対する割合） | 0 0.00% |
| 土砂災害 | 土砂災害警戒区域内人口 （下段は全市人口に対する割合） | 135 0.21% |

※令和元年7月末白井市口 63,423 人として

※高崎川洪水浸水想定についての白井市内での対象河川は神崎川、二重川

（3）富士山大規模噴火等

富士山で大規模噴火が発生した場合に想定される本市における影響については、内閣府のもとで平成30年9月から取り組まれている「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」（平成31年）の資料をもとに評価しており、その結果、富士山で宝永4（1707）年の宝永噴火規模の噴火が起きた場合には、本市において次の様相が想定される。

●白井市全市における火山災害危険性のまとめ

| | |
|------|--|
| 火山災害 | 富士山で宝永噴火規模の大噴火があった場合、最大で5cmの厚さで火山灰が降り積もる可能性がある。（東京、神奈川など広域的に都市機能が停滞） |
|------|--|

2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第3項により、最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。

市地域計画では、国基本計画及び県地域計画を参考にしつつ、「第1章 2本市の地域特性」や、科学的知見に基づく被害想定を示した「第2章 1想定するリスク」を踏まえて、8つの「事前に備えるべき目標」に対し、次表のとおり「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定した。

| No. | 事前に備えるべき目標 | リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態） | |
|-----|---|------------------------|--|
| 1 | 直接死を最大限防ぐ | 1-1 | 【地震】 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-2 | 【大規模火災】 密集市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-3 | 【風水害・洪水】 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-4 | 【土砂災害】 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生 |
| 2 | 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 2-1 | 【物資・燃料】 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 |
| | | 2-2 | 【救助・救急】 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| | | 2-3 | 【帰宅困難者】 想定を超える大量の帰宅困難者（通勤・通学・来訪者等）の発生、混乱 |
| | | 2-4 | 【医療】 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 |
| | | 2-5 | 【衛生管理】 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 |
| | | 2-6 | 【健康管理】 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生 |
| 3 | 必要不可欠な行政機能は確保する | 3-1 | 【警察機能】 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱 |
| | | 3-2 | 【行政機能】 市職員・公共施設等の被災による行政機能の大幅な低下 |

| No. | 事前に備えるべき目標 | リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態） | |
|-----|---|------------------------|---|
| 4 | 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する | 4-1 | 【通信基盤】 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 |
| | | 4-2 | 【メディア】 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 |
| | | 4-3 | 【情報サービス】 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
| 5 | 経済活動を機能不全に陥らせない | 5-1 | 【製造・物流】 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下 |
| | | 5-2 | 【エネルギー】 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響 |
| | | 5-3 | 【産業施設】 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 |
| | | 5-4 | 【交通網】 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 |
| | | 5-5 | 【金融サービス】 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響 |
| | | 5-6 | 【食料等】 食料等の安定供給の停滞 |
| 6 | ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 6-1 | 【エネルギー】 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 |
| | | 6-2 | 【上水道】 上水道等の長期間にわたる供給停止 |
| | | 6-3 | 【汚水処理】 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 |
| | | 6-4 | 【交通基盤】 交通インフラの長期間にわたる機能停止 |

| No. | 事前に備えるべき目標 | リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態） | |
|-----|-----------------------------------|------------------------|---|
| 7 | 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない | 7-1 | 【地震火災】 地震に伴う市街地での大規模火災発生による多数の死傷者の発生 |
| | | 7-2 | 【交通障害】 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺 |
| | | 7-3 | 【防災基盤】 調整池や排水機場等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生 |
| | | 7-4 | 【有害物質】 有害物質の大規模拡散・流出や富士山噴火の降灰等による国土の荒廃 |
| | | 7-5 | 【緑地】 農地・森林等の被害による国土の荒廃 |
| 8 | 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | 8-1 | 【災害廃棄物】 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-2 | 【人材】 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）や体制の不足等により復興できなくなる事態 |
| | | 8-3 | 【浸水】 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-4 | 【地域文化】 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 |
| | | 8-5 | 【用地】 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-6 | 【経済等】 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な被害 |

3 強靱化に関する施策分野の設定

個別施策分野は、担当部局を明確にするという観点もあることから市総合計画の分野をふまえて設定することとし、横断的分野[※]については、国基本計画及び県地域計画の施策分野を参考として、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を回避するために必要な施策を念頭に置きつつ、次の7つの個別施策分野と4つの横断的分野を設定した。

※横断的分野は、市地域計画において、部課横断的に取り組む必要のある施策分野のこと。

| | |
|--------|--|
| 個別施策分野 | ① 健康・福祉 ② 学習・教育 ③ 産業・雇用 ④ 環境・自然 ⑤ 地域・安心 ⑥ 都市・交通 ⑦ 行財政 |
| 横断的分野 | (A) リスクコミュニケーション [※] (B) 人材育成 (C) 官民連携 (D) 老朽化対策 <small>※リスクコミュニケーションとは、災害等によるリスクに関する正確な情報を、市民、事業者、行政などで共有し、相互に意思疎通を図ること。</small> |

4 評価の実手順

まず、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群をプログラムとして整理した。

次に、各プログラムを構成する個別施策ごとの課題や進捗状況を把握し、施策によって「起きてはならない最悪の事態」の回避が可能であるか、不可能である場合に何が足りないかを脆弱性として評価し、その結果をプログラムごとに取りまとめた。

また、施策分野ごとに取り組むべき課題を明らかにするため、個別施策の評価結果を施策分野ごとに整理した。

これらの作業に当たっては、縦軸に「起きてはならない最悪の事態」を、横軸に個別及び横断的施策分野を設けた「マトリクス※」を作成し、プログラムごと(資料1参照)、施策分野ごと(資料2)の評価を行った。

※：マトリクスとは、数学で用いる行列のように、縦と横に複数の項目で展開して分析する手法。行と列が交わるところが検討の要素となり、地域計画策定の際には、脆弱性評価の際に使用する手法の一つとなる。

●マトリクス整理のイメージ

| 事前に備えるべき目標 | リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 個別施策分野 | | | | | | |
|--|--|--|---|----------------------------|------------------|---|---------------|--|
| | | ① 健康・福祉 | ② 学習・教育 | ③ 産業・雇用 | ④ 環境・自然 | ⑤ 地域・安心 | ⑥ 都市 | |
| 1 直接死を最大限防ぐ | 1-1 【地震】 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 | | | | | ●公共施設の耐災害性の向上 ●中心都市拠点や生活拠点における耐災害性の向上 ●住宅・建築物及び宅地の耐震化や安全性の向上 ●地域防災力の向上 | | |
| | 1-2 【大規模火災】 密集市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生 | | | | | ●自助・共助による火災予防対策の充実 ●公助としての消防力の充実 ●ゆとりある住環境の整備 | | |
| | 1-3 【風水害・洪水】 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 | | | | | ●地域防災力の向上 ●総合的な治水対策等の充実 | ●総合的な治水対策等の充実 | |
| | 1-4 【土砂災害】 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生 | | | | | ●地域防災力の向上 ●土砂災害警戒区域等における防災・減災対策等の充実 | | |
| 2 救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する | 2-1 【物資・燃料】 被災地での食料・救急生命に関わる物資 | 横断的分野 | | | | | | |
| | 2-2 【救助・救急】 自衛隊、警察、消防の救助・救急活動等 | ●安心 | ●⑥ 都市・交通 | ●⑦ 行財政 | (A) リスクコミュニケーション | (B) 人材育成 | (C) 官民連携 | (D) 老化対策 |
| | ●耐災害性の向上 ●中心都市拠点や生活拠点における耐災害性の向上 | | ●公共施設の耐災害性の向上 ●中心都市拠点や生活拠点における耐災害性の向上 | ●地域防災力の向上 | ●地域防災力の向上 | | | ●公共施設の耐災害性の向上 ●中心都市拠点や生活拠点における耐災害性の向上 |
| | ●住宅及び宅地の安全性の向上 | | ●ゆとりある住環境の整備 | | ●公助としての消防力の充実 | | | |
| | ●火災予防対策の充実 ●住環境の整備 | | ●ゆとりある住環境の整備 | | ●公助としての消防力の充実 | | | |
| | ●総合的な治水対策等の充実 | ●総合的な治水対策等の充実 | ●総合的な治水対策等の充実 | ●地域防災力の向上 | ●地域防災力の向上 | | | |
| | ●総合的な治水対策等の充実 | | | ●地域防災力の向上 | ●地域防災力の向上 | | | |
| | ●物資等の確保 ●事業者等 | ●上水道施設の適切な整備と応急給水活動体制の充実 ●道路啓開・応急復旧体制の充実 ●多重道路ネットワークの形成と沿道地区の耐災害性の向上 | ●上水道施設の適切な整備と応急給水活動体制の充実 ●道路啓開・応急復旧体制の充実 | ●必要な備蓄物資等の確保 | | ●支援助物資等の調達・供給、輸送体制の充実 ●ライフライン事業者等との連携強化 | | |
| | ●消防力の向上 ●支援者等に ●普及啓発の | ●道路啓開・応急復旧体制の充実 ●多重道路ネットワークの形成と沿道地区の耐災害性の向上 | ●道路啓開・応急復旧体制の充実 ●広域的な傷病者搬送体制の整備 ●避難行動要支援者等に関する情報共有や支援体制等の充実 | ●地域防災力の向上 ●応急手当の普及啓発の充実 | ●地域防災力の向上 | ●広域的な傷病者搬送体制の整備 ●避難行動要支援者等に関する情報共有や支援体制等の充実 | | |

5 脆弱性評価結果

「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」ごとに、各課への取組状況調査や、関連計画に位置づけられている施策をベースに課題を分析するとともに、施策の達成度や進捗を把握して、現状の脆弱性を分析・評価した。その結果は、【資料1】及び【資料2】に記載する。

なお、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは、以下のとおりである。

（1）施策の重点化とハード整備とソフト対策の適切な組合せ

本市の国土強靱化にかかる施策の実施主体の能力や財源に限りがあることを踏まえると、国土強靱化施策をその基本目標に照らしてできるだけ早期に高水準なものとするためには、施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

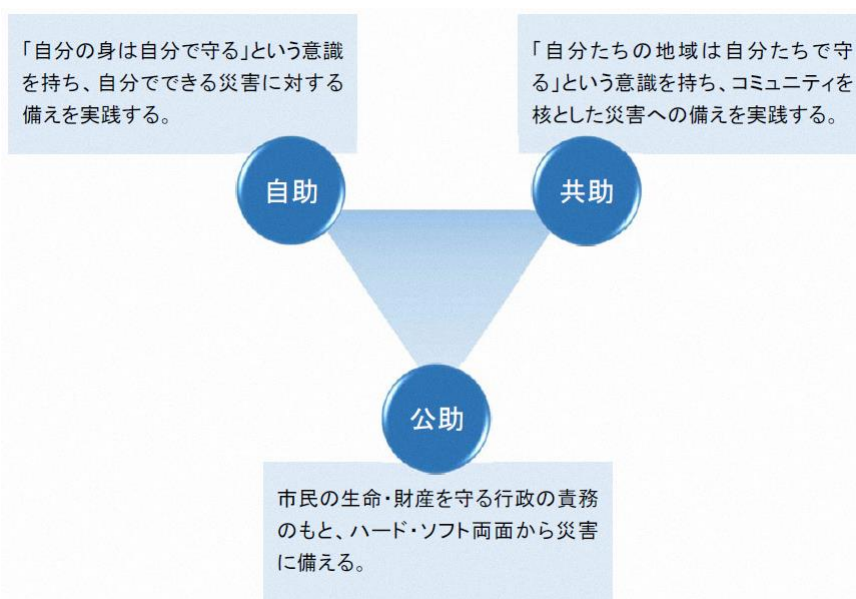
（2）代替性・冗長性[※]等の確保

いかなる災害が発生しても社会・経済が機能不全に陥らず、速やかに復旧・復興が可能とするためには、バックアップの施設・システム等の整備により、代替性・冗長性を確保する必要がある。

※自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、あらかじめ交通ネットワークやライフライン施設を多重化するなど、予備の手段が用意されている様な性質

（3）自助・共助・公助の連携強化

本市における国土強靱化にかかる施策を効果的に実施するためには、国や県をはじめ、市民や事業者等の多様な主体との情報共有や連携が必要不可欠である。よって、自助・共助・公助の連携強化を推進し、各主体がそれぞれの役割と連携のもとに、国土強靱化施策に取り組む必要がある。



出典：白井市第5次総合計画後期基本計画

第3章 強靱化の推進方針

1 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとの推進方針

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとの脆弱性評価の結果に基づき、リスクシナリオを回避するために、今後何をすべきか必要となる施策を検討し、強靱化の推進方針として取りまとめた。

| | |
|--|--|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 1 直接死を最大限防ぐ |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 1-1 【地震】 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| <p>○公共施設の耐災害性の向上</p> <p>【教育総務課、公共施設マネジメント課、文化センター】 『⑦行財政、(D)老朽化対策』</p> <ul style="list-style-type: none"> 市立小・中学校施設をはじめとする公共施設については、災害時には指定避難所や防災活動拠点となることにも配慮し、各施設の特性を踏まえ、長寿命化対策や非構造部材の安全対策等耐災害性の向上などを図る。 | |
| <p>○中心都市拠点や生活拠点における耐災害性の向上</p> <p>【都市計画課】『⑥都市・交通、(C)官民連携、(D)老朽化対策』</p> <ul style="list-style-type: none"> 白井駅周辺から市役所周辺の「中心都市拠点」及び西白井駅周辺の「生活拠点」は、多くの人々や都市機能が集まる拠点であり、市街地全体として災害に強いまちづくりを促進する。 都市計画による規制誘導に加え、災害時における市と民間事業者との支援協定の締結など多様な手法を検討する。 | |
| <p>○住宅・建築物及び宅地の耐震化や安全性の向上</p> <p>【建築宅地課】『⑥都市・交通』</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅、特定建築物や大規模盛土造成地等の耐震化や安全性の向上などを促進するとともに、関連情報の提供などにより災害に対する住民理解の醸成などを図る。 | |
| <p>○地域防災力の向上</p> <p>【危機管理課、市民活動支援課】 『⑤地域・安心、(A)リスクコミュニケーション、(B)人材育成』</p> <ul style="list-style-type: none"> 市域における災害リスクを分かりやすく市民に伝え防災・減災に関する意識の醸成を図るとともに、消防団や自主防災組織、自治会等の機能強化や地域との連携強化などにより地域での自助、共助力の向上などを図る。 | |

| | |
|--|--|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 1 直接死を最大限防ぐ |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 1-2 【大規模火災】 密集市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| ○自助・共助による火災予防対策の充実 【危機管理課】『⑤地域・安心』 ・火災発生の防止及び早期発見並びに延焼の防止などの各種火災予防対策の周知などを図る。なお、常備消防に関しては、印西地区消防組合総合計画に基づき推進する。 | |
| ○公助としての消防力の充実 【危機管理課】『⑤地域・安心、(B)人材育成』 ・消防職員・消防団員の育成や消防施設設備の耐災害性の向上や緊急消防援助隊の受け入れ体制の強化など消防力の向上を図る。なお、常備消防に関しては、印西地区消防組合総合計画に基づき推進する。 | |
| ○ゆとりある住環境の整備 【都市計画課】『⑥都市・交通』 ・地震時等の大規模な火災の延焼防止に向けて、地区計画制度等を活用し、ゆとりある区画設定や民地内緑地・空地の確保、電線類地中化等による災害に強いまちづくりを促進する。 | |

| | |
|--|--|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 1 直接死を最大限防ぐ |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 1-3 【風水害・洪水】 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| ○総合的な治水対策等の充実 【危機管理課、道路課、上下水道課、産業振興課】 『③産業・雇用、⑤地域・安心、⑥都市・交通』 ・総合的な治水対策を進めるとともに、既成市街地の浸水対策として下水道雨水施設などの計画的整備を図る。 | |
| ○地域防災力の向上(1-1より再掲) 【危機管理課、市民活動支援課】 『⑤地域・安心、(A)リスクコミュニケーション、(B)人材育成』 ・市域における災害リスクを分かりやすく市民に伝え防災・減災に関する意識の醸成を図るとともに、消防団や自主防災組織、自治会等の機能強化や地域との連携強化などにより地域での自助、共助力の向上などを図る。 | |

| | |
|---|------------------------------------|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 1 直接死を最大限防ぐ |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 1-4 【土砂災害】 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| <p>○土砂災害警戒区域等における防災・減災対策等の充実 【道路課、危機管理課、建築宅地課】『⑤地域・安心』</p> <p>・市は、県が指定する土砂災害警戒区域等において、土砂災害から生命を守るため、警戒避難体制の確立をはじめとする各種防災・減災対策などを推進する。</p> | |
| <p>○地域防災力の向上（1-1より再掲） 【危機管理課、市民活動支援課】 『⑤地域・安心、(A)リスクコミュニケーション、(B)人材育成』</p> <p>・市域における災害リスクを分かりやすく市民に伝え防災・減災に関する意識の醸成を図るとともに、消防団や自主防災組織、自治会等の機能強化や地域との連携強化などにより地域での自助、共助力の向上などを図る。</p> | |

| | |
|--|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 2-1 【物資・燃料】 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| <p>○必要な備蓄物資等の確保 【危機管理課、市民活動支援課】『⑤地域・安心、(A)リスクコミュニケーション』</p> <p>・市は、各種物資等の備蓄等を計画的に図るとともに、市民等が支援物資等の供給遅延や避難生活の長期化などに備え、必要な物資等の備蓄を事前に行うことの重要性などについて周知を図る。</p> | |
| <p>○エネルギー供給源の多様化の充実 【環境課】『④環境・自然』</p> <p>・エネルギーの供給停止による災害リスクを回避・緩和するため、市民等に対して再生可能エネルギー等や蓄電池などの活用に向けた情報提供などの支援に努める。</p> | |
| <p>○支援物資等の調達・供給、輸送体制の充実 【危機管理課、産業振興課】『③産業・雇用、(C)官民連携』</p> <p>・災害時における支援物資等の調達・供給や物資輸送等が円滑に実施できるよう、物資集積拠点の整備や関係機関等との連携強化、災害協定の運用体制の充実などに努める。</p> | |
| <p>○上水道施設の適切な整備と応急給水活動体制の充実 【上下水道課、危機管理課】『⑥都市・交通、(D)老朽化対策』</p> <p>・災害時においても水道水の供給が適切に実施できるよう、耐災害性の向上に配慮し計画的に水道施設や管路等の整備を検討するとともに、県営水道等関係機関との連携強化による災害応急給水対策の実施体制の充実などに努める。</p> | |

| | |
|---|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 2-1 【物資・燃料】 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| ○道路啓開・応急復旧体制の充実 【危機管理課、道路課】『⑤地域・安心、⑥都市・交通』 ・発災後の道路の障害物除去や被災箇所の応急復旧等を遅滞なく実施できるよう道路の啓開・応急復旧体制の充実などを図る。 | |
| ○多重道路ネットワークの形成による耐災害性の向上 【都市計画課、道路課】『⑥都市・交通』 ・緊急輸送道路、各都市拠点及び地域を結ぶ道路ネットワークの形成による避難経路の確保並びに道路の延焼遮断機能等による耐災害性の向上に向けて、構想道路の計画化に向けた検討を行う。 | |
| ○民間開発の規制誘導による耐災害性の向上 【都市計画課】『⑥都市・交通、(C)官民連携』 ・幹線道路沿道やインターチェンジ周辺等における民間開発について、防災・減災に資する社会貢献を評価し、災害に強いまちづくりに向けた開発の促進によりサプライチェーン寸断の防止に努める。 | |
| ○農作物等の災害予防対策の充実 【産業振興課】『③産業・雇用、(C)官民連携』 ・農作物の水害や風害・雪害等の予防対策については、土地基盤整備事業等による湛水防除や県、西印旛農業協同組合等との連携による事前・事後対応策等の周知などにより被害の軽減に努める。 | |
| ○ライフライン事業者等との連携強化 【危機管理課】『③産業・雇用、⑤地域・安心、(C)官民連携』 ・市は、大規模災害発生後の電力やガス等の早期供給体制が構築されるよう、各ライフライン事業者に対して県等と連携し施設の耐災害性の向上や連絡体制の構築などを促進する。 | |

| | |
|---|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 2-2 【救助・救急】 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| ○広域的な傷病者搬送体制の整備 【健康課】『①健康・福祉、(C)官民連携』 ・後方医療機関への搬送体制の整備などに努める。 | |

| | |
|---|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 2-2 【救助・救急】 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| <p>○避難行動要支援者等に関する情報共有や支援体制等の充実 【危機管理課、健康課、高齢者福祉課、障害福祉課】 『①健康・福祉、⑤地域・安心、(C)官民連携』</p> <p>・災害時における避難行動要支援者等の避難支援を適切に実施するため医療・介護関係者や関係機関等と安否情報の共有や介助等が的確に実施できる体制の充実などを図るとともに、避難行動要支援者や要配慮者等に対して災害時に求められる事前の備えなどを周知し意識の醸成に努める。</p> | |
| <p>○応急手当の普及啓発の充実 【危機管理課、総務課】 『⑤地域・安心、(A)リスクコミュニケーション』</p> <p>・市職員及び市民等に対して災害時における応急手当の普及啓発などに努める。なお、常備消防に関しては、印西地区消防組合総合計画に基づき推進する。</p> | |
| <p>○安全な社会福祉施設整備の促進 【高齢者福祉課、障害福祉課、保育課】『①健康・福祉』</p> <p>・社会福祉施設については、災害時においても施設利用者の安全を確保し、また、孤立することがないように施設設備の整備や災害時における相互支援体制の充実などを促進する。</p> | |
| <p>○地域防災力の向上（1-1より再掲） 【危機管理課、市民活動支援課】 『⑤地域・安心、(A)リスクコミュニケーション、(B)人材育成』</p> <p>・市域における災害リスクを分かりやすく市民に伝え防災・減災に関する意識の醸成を図るとともに、消防団や自主防災組織、自治会等の機能強化や地域との連携強化などにより地域での自助、共助力の向上などを図る。</p> | |
| <p>○公助としての消防力の充実（1-2より再掲） 【危機管理課】『⑤地域・安心、(B)人材育成』</p> <p>・消防職員・消防団員の育成や消防施設設備の耐災害性の向上や緊急消防援助隊の受け入れ体制の強化など消防力の向上を図る。なお、常備消防に関しては、印西地区消防組合総合計画に基づき推進する。</p> | |
| <p>○道路啓開・応急復旧体制の充実（2-1より再掲） 【危機管理課、道路課】『⑤地域・安心、⑥都市・交通』</p> <p>・発災後の道路の障害物除去や被災箇所の応急復旧等を遅滞なく実施できるよう道路の啓開・応急復旧体制の充実などを図る。</p> | |
| <p>○多重道路ネットワークの形成による耐災害性の向上（2-1より再掲） 【都市計画課、道路課】『⑥都市・交通』</p> <p>・緊急輸送道路、各都市拠点及び地域を結ぶ道路ネットワークの形成による避難経路の確保並びに道路の延焼遮断機能等による耐災害性の向上に向けて、構想道路の計画化に向けた検討を行う。</p> | |

| | |
|--|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 2-2 【救助・救急】 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| ○民間開発の規制誘導による耐災害性の向上(2-1より再掲) 【都市計画課】『⑥都市・交通、(C)官民連携』 ・幹線道路沿道やインターチェンジ周辺等における民間開発について、防災・減災に資する社会貢献を評価し、災害に強いまちづくりに向けた開発の促進によりサプライチェーン寸断の防止に努める。 | |

| | |
|--|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 2-3 【帰宅困難者】 想定を超える大量の帰宅困難者(通勤・通学・来訪者等)の発生、混乱 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| ○帰宅困難者対策の充実 【危機管理課、都市計画課、道路課】 『⑤地域・安心、⑥都市・交通、(C)官民連携』 ・大規模自然災害時に生じる多数の帰宅困難者によって混乱をきたさないよう、一斉帰宅行動の抑制の重要性を関係者等に周知するとともに、徒歩帰宅を支援できるよう支援スポットの充実などを検討する。 | |

| | |
|--|--|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 2-4 【医療】 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| ○保健・医療サービスの情報提供体制の充実 【健康課】『①健康・福祉』 ・災害時において保健・医療サービスに関する情報を市民等に的確に提供できるよう、平時から情報発信体制の充実を図る。 | |
| ○医療救護体制の充実 【健康課】『①健康・福祉、(C)官民連携』 ・市は、印旛市郡医師会等と連携して、多数の傷病者が発生した場合等に設置する市救護本部及び救護所の運営等に必要な体制の充実などに努める。 | |
| ○道路啓開・応急復旧体制の充実(2-1より再掲) 【危機管理課、道路課】『⑤地域・安心、⑥都市・交通』 ・発災後の道路の障害物除去や被災箇所の応急復旧等を遅滞なく実施できるよう道路の啓 | |

| | |
|----------------------------------|--|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 2-4 【医療】 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| 開・応急復旧体制の充実などを図る。 | |

| | |
|---|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 2-5 【衛生管理】 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| ○被災地での衛生環境保全体制等の充実 【健康課、環境課、市民活動支援課】 『①健康・福祉、④環境・自然、⑤地域・安心、(A)リスクコミュニケーション』 ・感染症や食中毒等に関する基礎知識の普及・啓発などとともに、被災地や避難所等での感染症及び衛生対策を実施するための体制や施設設備等の充実などを図る。 | |
| ○災害廃棄物等の処理体制の充実 【環境課】『④環境・自然』 ・市は、県や一部事務組合等と連携を図りながら、災害廃棄物等の適正な処理を実施できるよう災害廃棄物処理計画等に基づき処理体制や施設設備の充実などを進める。 | |
| ○下水道施設の維持・更新等と業務継続体制の充実 【上下水道課】『⑥都市・交通、(C)官民連携、(D)老朽化対策』 ・災害時に汚水処理機能が確保できるよう、ストックマネジメント計画に基づき耐災害性の向上に配慮して更生や布設替などを図るとともに、白井市下水道事業業務継続計画(BCP計画)に基づき体制及び施設設備、協定の締結などに努める。 | |

| | |
|---|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 2-6 【健康管理】 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| ○指定避難所及び福祉避難所の機能充実 【公共施設マネジメント課、教育総務課】 『①健康・福祉、②学習・教育、(D)老朽化対策』 ・指定避難所及び福祉避難所における避難生活の質(QOL)の確保が図られるよう、各施設の長寿命化対策や施設設備の改善等と連携し、各避難所の機能充実などを推進する。 | |

| | |
|---|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 2-6 【健康管理】 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| ○健康管理等に関する情報提供体制の充実 【健康課、危機管理課】『①健康・福祉、⑤地域・安心』 ・災害時における健康の維持管理に関して、事前準備や災害時に心がけておくべき事項等について平時から情報提供などに努める。 | |
| ○被災地での衛生環境保全体制等の充実 (2-5より再掲) 【健康課、環境課、市民活動支援課】 『①健康・福祉、④環境・自然、⑤地域・安心、(A)リスクコミュニケーション』 ・感染症等に関する基礎知識の普及・啓発などとともに、被災地や避難所等での感染症及び衛生対策を実施するための体制や施設設備等の充実などを図る。 | |

| | |
|--|--|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 3 必要不可欠な行政機能は確保する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 3-1 【警察機能】 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| ○地域防犯力の向上 【市民活動支援課】『⑤地域・安心、(B)人材育成、(C)官民連携』 ・市は、印西警察署をはじめ、自治会や防犯指導員などと連携し、災害時に想定される多様な犯罪にも対応できるよう平時から地域防犯力の向上などに努める。 | |

| | |
|---|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 3 必要不可欠な行政機能は確保する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 3-2 【行政機能】 市職員・公共施設等の被災による行政機能の大幅な低下 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| ○公共施設の耐災害性の向上 (1-1より再掲) 【教育総務課、公共施設マネジメント課、文化センター】 『⑦行財政、(D)老朽化対策』 ・市立小・中学校施設をはじめとする公共施設については、災害時には指定避難所や防災活動拠点となることにも配慮し、各施設の特性を踏まえ、長寿命化対策や非構造部材の安全対策等耐災害性の向上などを図る。 | |
| ○業務継続体制等の充実 【危機管理課、総務課、各課】『⑦行財政』 ・業務継続計画(災害編)やICT部門の業務継続計画<初動版>に基づき、業務継続体制 | |

| | |
|---|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 3 必要不可欠な行政機能は確保する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 3-2 【行政機能】 市職員・公共施設等の被災による行政機能の大幅な低下 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| の充実を図るとともに、市及び各種事務組合等は、広域的な災害相互応援体制や後方支援体制の整備充実などに努める。 | |
| ○防災活動拠点の機能充実 【危機管理課、公共施設マネジメント課、教育総務課】 『②学習・教育、⑤地域・安心、⑦行財政、(D)老朽化対策』 ・市役所等をはじめとする各種防災活動拠点が、災害時においても防災活動拠点として適切に機能するよう、自立・分散型エネルギーの活用をはじめ耐災害性の向上に配慮した施設設備の充実などについて検討する。 | |
| ○避難所の開設・運営体制の充実 【市民活動支援課、危機管理課、生涯学習課、教育総務課】 『⑤地域・安心、(C)官民連携』 ・住民の避難が円滑に行えるよう、災害の状況に応じた避難所の多様な開設・運営方法等について自主防災組織、学校及び指定管理者などと連携を図り、検討に努める。 | |

| | |
|--|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 4-1 【通信基盤】 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| ○通信機器の充実と発信手段の多様化 【危機管理課】『⑤地域・安心』 ・市防災行政無線（固定系、移動系等）の整備充実をはじめとする通信機器の耐災害性の向上と多重化などを図る。 | |

| | |
|---|--|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 4-2 【メディア】 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| ○通信機器の充実と発信手段の多様化（4-1より再掲） 【危機管理課】『⑤地域・安心』 ・市防災行政無線（固定系、移動系等）の整備充実をはじめとする通信機器の耐災害性の向上と多重化などを図る。 | |

| | |
|--|--|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 4-3 【情報サービス】 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| ○外国人等への情報の適切な提供と共有化 【企画政策課】『⑤地域・安心、(C)官民連携』 ・外国人等に対して災害情報等を適切に提供できるよう、通訳ボランティアの確保、防災に関する学習機会や情報発信体制の充実などを図る。 | |
| ○身近な相談体制の充実 【社会福祉課】『①健康・福祉、⑤地域・安心』 ・平時から災害等に関して身近で気軽に相談ができるよう、地区社会福祉協議会拠点事務所等との連携強化などを図る。 | |
| ○学校における防災教育の一層の充実と避難体制の向上 【教育支援課】『②学習・教育』 ・学校においては、県が定めた「千葉県教育振興基本計画」等に基づき、児童・生徒等に対する防災教育の充実と避難体制の向上などを図る。 | |

| | |
|---|--|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 5 経済活動を機能不全に陥らせない |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 5-1 【製造・物流】 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| ○企業における業務継続のための支援体制の充実 【産業振興課】『③産業・雇用』 ・市は、県等と連携し、企業が災害時においても事業を継続できるよう事業継続計画（BCP）、事業継続マネジメント（BCM）の策定を促進するなど支援体制の充実に努める。 | |
| ○工業団地等の耐災害性の向上 【都市計画課、道路課】『⑥都市・交通』 ・白井工業団地は、災害によって企業活動が長期に渡って停止しないよう、工業団地へのアクセス道路の整備や被災の拡大防止にも寄与するオープンスペースの確保などにより耐災害性の向上を促進する。 | |

| | |
|---|--|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 5 経済活動を機能不全に陥らせない |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 5-2 【エネルギー】 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| ○企業における業務継続のための支援体制の充実(5-1より再掲) 【産業振興課】『③産業・雇用』 ・市は、県等と連携し、企業が災害時においても事業を継続できるよう事業継続計画(BCP)、事業継続マネジメント(BCM)の策定を促進するなど支援体制の充実に努める。 | |
| ○道路啓開・応急復旧体制の充実(2-1より再掲) 【危機管理課、道路課】『⑤地域・安心、⑥都市・交通』 ・発災後の道路の障害物除去や被災箇所の応急復旧等を遅滞なく実施できるよう道路の啓開・応急復旧体制の充実などを図る。 | |

| | |
|---|---------------------------------|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 5 経済活動を機能不全に陥らせない |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 5-3 【産業施設】 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| ○重要な産業施設の耐災害性の向上 【危機管理課、産業振興課】『③産業・雇用、⑤地域・安心』 ・市内各事業所等における自衛消防組織の育成や安全保安管理対策の向上をはじめ、新たな危険物の出現等に対応できるよう資機材の確保などに努める。なお、常備消防に関しては、印西地区消防組合総合計画に基づき推進する。 | |

| | |
|---|--|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 5 経済活動を機能不全に陥らせない |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 5-4 【交通網】 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| ○多重道路ネットワークの形成による耐災害性の向上(2-1より再掲) 【都市計画課、道路課】『⑥都市・交通』 ・緊急輸送道路、各都市拠点及び地域を結ぶ道路ネットワークの形成による避難経路の確保並びに道路の延焼遮断機能等による耐災害性の向上に向けて、構想道路の計画化に向けた検討を行う。 | |
| ○民間開発の規制誘導による耐災害性の向上(2-1より再掲) 【都市計画課】『⑥都市・交通、(C)官民連携』 ・幹線道路沿道やインターチェンジ周辺等における民間開発について、防災・減災に資する社会貢献を評価し、災害に強いまちづくりに向けた開発の促進によりサプライチャー | |

| | |
|---|--|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 5 経済活動を機能不全に陥らせない |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 5-4 【交通網】 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| ン寸断の防止に努める。 | |
| ○道路啓開・応急復旧体制の充実(2-1より再掲) 【危機管理課、道路課】『⑤地域・安心、⑥都市・交通』 ・発災後の道路の障害物除去や被災箇所の応急復旧等を遅滞なく実施できるよう道路の啓開・応急復旧体制の充実などを図る。 | |

| | |
|---|--|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 5 経済活動を機能不全に陥らせない |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 5-5 【金融サービス】 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| ○金融サービスの停止や消費者トラブル等に関する相談体制の充実 【産業振興課】『③産業・雇用』 ・市は、災害による金融不安や消費者トラブルなどの防止と最小化を図るため、県や関係企業等と連携を図り情報提供体制の充実などを図る。 | |

| | |
|--|--------------------------|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 5 経済活動を機能不全に陥らせない |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 5-6 【食料等】 食料等の安定供給の停滞 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| ○農作物等の災害予防対策の充実(2-1より再掲) 【産業振興課】『③産業・雇用、(C)官民連携』 ・農作物の水害や風害・雪害等の予防対策については、土地基盤整備事業等による湛水防除や県、西印旛農業協同組合等との連携による事前・事後対応策等の周知などにより被害の軽減に努める。 | |
| ○家畜等の防疫体制の充実 【産業振興課】『③産業・雇用』 ・市は、畜産業者、県の農業事務所や家畜保健所等と連携して、家畜伝染病等の防疫対策に関する情報共有を図り伝染病の拡大防止などに努める。 | |
| ○支援物資等の調達・供給、輸送体制の充実(2-1より再掲) 【危機管理課、産業振興課】『③産業・雇用、(C)官民連携』 ・災害時における支援物資等の調達・供給や物資輸送等が円滑に実施できるよう、物資集積拠点の整備や関係機関等との連携強化、災害協定の運用体制の充実などに努める。 | |

| | |
|--|--|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 6-1 【エネルギー】 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| <p>○燃料等の確保体制の充実</p> <p>【危機管理課、公共施設マネジメント課】『⑤地域・安心、(C) 官民連携』</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、災害時の応急対策や緊急通行車両の運行等が燃料不足により支障をきたすことのないよう、災害協定の運用体制を整備するほか、関連の民間事業者との協定の締結などを検討する。 | |
| <p>○ライフライン事業者等との連携強化（2-1より再掲）</p> <p>【危機管理課】『③産業・雇用、⑤地域・安心、(C) 官民連携』</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、大規模災害発生後の電力やガス等の早期供給体制が構築されるよう、各ライフライン事業者に対して県等と連携し施設の耐災害性の向上や連絡体制の構築などを促進する。 | |
| <p>○防災活動拠点の機能充実（3-2より再掲）</p> <p>【危機管理課、公共施設マネジメント課、教育総務課】</p> <p>『②学習・教育、⑤地域・安心、⑦行財政、(D) 老朽化対策』</p> <ul style="list-style-type: none"> 市役所等をはじめとする各種防災活動拠点が、災害時においても防災活動拠点として適切に機能するよう、自立・分散型エネルギーの活用をはじめ耐災害性の向上に配慮した施設設備の充実などについて検討する。 | |

| | |
|--|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 6-2 【上水道】 上水道等の長期間にわたる供給停止 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| <p>○上水道施設の適切な整備と応急給水活動体制の充実（2-1より再掲）</p> <p>【上下水道課、危機管理課】『⑥都市・交通、(D)老朽化対策』</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時においても水道水の供給が適切に実施できるよう、耐災害性の向上に配慮し計画的に水道施設や管路等の整備を検討するとともに、県営水道等関係機関との連携強化による災害応急給水対策の実施体制の充実などに努める。 | |

| | |
|--|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 6-3 【汚水処理】 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| ○下水道施設の維持・更新等と業務継続体制の充実(2-5より再掲) 【上下水道課】『⑥都市・交通、(C)官民連携、(D)老朽化対策』 ・災害時に汚水処理機能が確保できるよう、ストックマネジメント計画に基づき耐災害性の向上に配慮して更生や布設替などを図るとともに、白井市下水道事業業務継続計画(BCP計画)に基づき体制及び施設設備、協定の締結などに努める。 | |
| ○浄化槽の整備及び災害対応力の強化 【環境課】『④環境・自然』 ・市は、災害に強い合併処理浄化槽の情報提供などに努め、単独処理浄化槽等からの転換を促進する。 | |

| | |
|--|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 6-4 【交通基盤】 交通インフラの長期間にわたる機能停止 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| ○市道・橋梁等の適正な維持管理 【道路課】『⑥都市・交通、(D)老朽化対策』 ・安全で円滑な道路交通環境を確保するため、白井市道路修繕計画や白井市橋梁長寿命化修繕計画などに基づき、市道・橋梁及び交通安全施設の耐災害性の強化や維持保全などを図る。 | |
| ○道路啓開・応急復旧体制の充実(2-1より再掲) 【危機管理課、道路課】『⑤地域・安心、⑥都市・交通』 ・発災後の道路の障害物除去や被災箇所の応急復旧等を遅滞なく実施できるよう道路の啓開・応急復旧体制の充実などを図る。 | |

| | |
|---|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 7-1 【地震火災】 地震に伴う市街地での大規模火災発生による多数の死傷者の発生 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| ○避難場所や延焼防止等に資する公園等の整備 【都市計画課】『⑥都市・交通、(D)老朽化対策』 ・災害発生時の避難場所や防災活動拠点、火災の延焼遮断空間等となる重要な公共空地である都市公園の整備を進め、耐災害性の向上を促進する。 | |

| | |
|--|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 7-1 【地震火災】 地震に伴う市街地での大規模火災発生による多数の死傷者の発生 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| <p>○都市防災機能を有する街路の整備</p> <p>【道路課】『⑥都市・交通』</p> <p>・既成市街地における延焼の拡大を防止し、円滑な消火活動や避難活動等が行われるよう、延焼遮断帯の確保、緊急車両の進入路、災害時の避難路などの多様な機能の確保に配慮して街路等の整備を図る。</p> | |
| <p>○自助・共助による火災予防対策の充実(1-2より再掲)</p> <p>【危機管理課】『⑤地域・安心、(C)官民連携』</p> <p>・火災発生の防止及び早期発見並びに延焼の防止などの各種火災予防対策の周知などを図る。なお、常備消防に関しては、印西地区消防組合総合計画に基づき推進する。</p> | |
| <p>○公助としての消防力の充実(1-2より再掲)</p> <p>【危機管理課】『⑤地域・安心、(B)人材育成』</p> <p>・消防職員・消防団員の育成や消防施設設備の耐災害性の向上や緊急消防援助隊の受け入れ体制の強化など消防力の向上を図る。なお、常備消防に関しては、印西地区消防組合総合計画に基づき推進する。</p> | |
| <p>○ゆとりある住環境の整備(1-2より再掲)</p> <p>【都市計画課】『⑥都市・交通』</p> <p>・地震時等の大規模な火災の延焼防止に向けて、地区計画制度等を活用し、ゆとりある区画設定や民地内緑地・空地の確保、電線類地中化等による災害に強いまちづくりを促進する。</p> | |

| | |
|--|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 7-2 【交通障害】 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| <p>○緊急輸送道路の耐災害性の向上</p> <p>【道路課】『⑥都市・交通、(D)老朽化対策』</p> <p>・市は、国・県等関係機関と連携し、緊急輸送道路(一般国道16号、一般国道464号)について、無電柱化や沿道建物の耐震化等による耐災害性の向上などに協力する。</p> | |
| <p>○多重道路ネットワークの形成による耐災害性の向上(2-1より再掲)</p> <p>【都市計画課、道路課】『⑥都市・交通』</p> <p>・緊急輸送道路、各都市拠点及び地域を結ぶ道路ネットワークの形成による避難経路の確保並びに道路の延焼遮断機能等による耐災害性の向上に向けて、構想道路の計画化に向けた検討を行う。</p> | |

| | |
|--|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 7-2 【交通障害】 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| ○民間開発の規制誘導による耐災害性の向上(2-1より再掲) 【都市計画課】『⑥都市・交通、(C)官民連携』 ・幹線道路沿道やインターチェンジ周辺等における民間開発について、防災・減災に資する社会貢献を評価し、災害に強いまちづくりに向けた開発の促進によりサプライチェーン寸断の防止に努める。 | |

| | |
|--|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 7-3 【防災基盤】 調整池や排水機場等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| ○総合的な治水対策等の充実(1-3より再掲) 【危機管理課、道路課、上下水道課、産業振興課】 『③産業・雇用、⑤地域・安心、⑥都市・交通』 ・国・県や利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会などと連携を図りながら総合的な治水対策を進めるとともに、既成市街地の浸水対策として警戒避難体制の確立をはじめ下水道雨水施設、雨水流出抑制施設などの計画的整備を図る。 | |
| ○土砂災害警戒区域等における防災・減災対策等の充実(1-4より再掲) 【道路課、危機管理課、建築宅地課】『⑤地域・安心』 ・市は、県が指定する土砂災害警戒区域等において、土砂災害から生命を守るため、警戒避難体制の確立をはじめとする各種防災・減災対策などを推進する。 | |

| | |
|---|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 7-4 【有害物質】 有害物質の大規模拡散・流出や富士山噴火の降灰等による国土の荒廃 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| ○富士山噴火による降灰対策 【危機管理課】『④環境・自然』 ・富士山噴火による降灰被害は広範囲に及ぶため、市は、国や県の検討状況を踏まえ火山灰による被害軽減対策などを検討する。 | |
| ○重要な産業施設の耐災害性の向上(5-3より再掲) 【危機管理課、産業振興課】『③産業・雇用、⑤地域・安心』 ・市内各事業所等における自衛消防組織の育成や安全保安管理対策の向上をはじめ、新た | |

| | |
|---|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 7-4 【有害物質】 有害物質の大規模拡散・流出や富士山噴火の降灰等による国土の荒廃 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| な危険物の出現等に対応できるよう資機材の確保などに努める。なお、常備消防に関しては、印西地区消防組合総合計画に基づき推進する。 | |

| | |
|--|-------------------------------|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 7-5 【緑地】 農地・森林等の被害による国土の荒廃 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| ○農地・農業水利施設等の適切な整備 【産業振興課】『③産業・雇用、(D)老朽化対策』 ・豪雨等による湛水被害の防止・軽減に資するよう老朽化した揚水機場等については、耐災害性の向上にも配慮して改善を図るとともに、災害発生後の農地の早期復旧復興のため、県や土地改良区等と連携し農地の大区画化等を促進する。 | |
| ○有害鳥獣対策による農地・森林の荒廃防止 【産業振興課】『③産業・雇用』 ・有害鳥獣による農林産物等への被害軽減を図るため、鳥獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲などを促進し、農地・森林の荒廃防止に努める。 | |
| ○農作物等の災害予防対策の充実(2-1より再掲) 【産業振興課】『③産業・雇用、(C)官民連携』 ・農作物の水害や風害・雪害等の予防対策については、土地基盤整備事業等による湛水防除や県、西印旛農業協同組合等との連携による事前・事後対応策等の周知などにより被害の軽減に努める。 | |

| | |
|--|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 8-1 【災害廃棄物】 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| ○一般廃棄物処理施設の耐災害性の向上 【環境課】『④環境・自然、(D)老朽化対策』 ・市は、印西地区環境整備事業組合及び柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合と連携し、印西クリーンセンター、アクアセンターあじさいが大規模災害時にも稼働を確保し、その役割を継続できるように計画的な施設整備を図るとともに、災害廃棄物の適正な処理に必要な諸施設の整備などに努める。 | |

| | |
|---|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 8-1 【災害廃棄物】 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| ○災害廃棄物等の処理体制の充実(2-5より再掲) 【環境課】『④環境・自然』 ・市は、県や一部事務組合等と連携を図りながら、災害廃棄物等の適正な処理を実施できるよう災害廃棄物処理計画等に基づき処理体制や施設設備の充実などを進める。 | |

| | |
|---|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 8-2 【人材】 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)や体制の不足等により復興できなくなる事態 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| ○危険度判定等に関する体制の充実 【建築宅地課】『(B)人材育成』 ・市は、大規模な災害発生後に、迅速かつ円滑に被災宅地や被災建築物の危険度判定や建物被害認定等を実施できるよう、県等とも連携を図り各種講習会への参加等により人材の養成や体制の充実などに努める。 | |
| ○人的支援の受入れ体制の充実 【危機管理課】『⑤地域・安心』 ・市は、災害からの復旧・復興時における人的支援を適切に受け入れられるよう、訓練・研修等の実施、関係機関等との連携強化、災害協定の運用体制の確認などを図る。 | |
| ○防災・減災を担う市職員の育成 【総務課、危機管理課、社会福祉課】『⑦行財政、(B)人材育成』 ・市職員が、大規模災害時においても適切な対応を迅速に行えるよう、県や国等と連携を図り研修機会の拡充などにより人材育成を図る。 | |
| ○防災・減災活動等を担う多様な人材の育成 【危機管理課、社会福祉課】『①健康・福祉、(B)人材育成』 ・市とボランティア組織、地域等との連絡調整を担う「災害対策コーディネーター」や、地域での社会福祉活動を支える人材等の育成など防災・減災活動等を担う多様な人材の育成に努める。 | |
| ○災害復興に関する事前体制の確立 【企画政策課】『⑦行財政』 ・被災後、迅速かつ的確に災害からの復旧・復興活動を行える体制の整備を図るため、マニュアルの整備などに努める。 | |

| | |
|---|--|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 8-3 【浸水】 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| <p>○総合的な治水対策等の充実(1-3より再掲) 【危機管理課、道路課、上下水道課、産業振興課】 『③産業・雇用、⑤地域・安心、⑥都市・交通』</p> <p>・国・県や利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会などと連携を図りながら総合的な治水対策を進めるとともに、既成市街地の浸水対策として警戒避難体制の確立をはじめ下水道雨水施設、雨水流出抑制施設などの計画的整備を図る。</p> | |

| | |
|---|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 8-4 【地域文化】 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| <p>○指定文化財に係る各種防災対策の充実 【生涯学習課】『②学習・教育』</p> <p>・市は、県等と連携を図り、災害による指定文化財の滅失・棄損等を防止するため、市内の指定文化財の保存管理状況の把握、災害への予防措置等に関する指導・助言などに努める。</p> | |
| <p>○市内の文化財等に関する現状の把握等 【生涯学習課】『②学習・教育』</p> <p>・災害による文化財等の滅失・棄損等を防止するため、各種文化財等の所在及び実態などを調査するとともに必要となる保護対策などを検討する。</p> | |

| | |
|---|--|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 8-5 【用地】 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| <p>○地籍調査等による土地境界等の明確化 【都市計画課】『⑥地域・安心』</p> <p>・大規模災害等により喪失した土地境界の復元を迅速に実施できるよう、市民や事業者等に対して地籍調査や国土調査法19条5項指定制度等の周知を行い、土地境界等の明確化を検討する。</p> | |

| | |
|--|--|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 8-5 【用地】 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| <p>○応急仮設住宅の提供体制等の充実</p> <p>【建築宅地課】『⑤地域・安心、(C)官民連携』</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者に対して、迅速に応急仮設住宅等の提供を図るため、応急仮設住宅の建設候補地を公有地等から事前に選定しておくとともに、民間賃貸住宅の活用方策なども検討する。 | |

| | |
|---|--|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 8-6 【経済等】 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な被害 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課等、『 』は関連する施策分野) | |
| <p>○生活再建や事業再建等の支援対策の充実</p> <p>【産業振興課】『③産業・雇用、(C)官民連携』</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は県などと連携を図り、被災者再建支援制度をはじめ、生活や雇用維持などに関連する情報提供や各種相談体制の充実などに努める。 | |

2 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価結果に基づき、各々の「起きてはならない最悪の事態」及び脆弱性評価を行うにあたって設定した7つの個別施策分野と4つの横断的分野について、今後必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定にかかる基本的な指針）として整理した。

| 個別施策分野 | ① 健康・福祉 |
|--|---------|
| 施策＜推進方針＞ （【 】は担当課、『 』は関連するリスクシナリオの番号） | |
| ○広域的な傷病者搬送体制の整備 【健康課】『2-2』 ・後方医療機関への搬送体制の整備などに努める。 | |
| ○避難行動要支援者等に関する情報共有や支援体制等の充実 【危機管理課、健康課、高齢者福祉課、障害福祉課】『2-2』 ・災害時における避難行動要支援者等の避難支援を適切に実施するため医療・介護関係者や関係機関等と安否情報の共有や介助等が的確に実施できる体制の充実などを図るとともに、避難行動要支援者や要配慮者等に対して災害時に求められる事前の備えなどを周知し意識の醸成に努める。 | |
| ○安全な社会福祉施設整備の促進 【高齢者福祉課、障害福祉課、保育課】『2-2』 ・社会福祉施設については、災害時においても施設利用者の安全を確保し、また、孤立することがないように施設設備の整備や災害時における相互支援体制の充実などを促進する。 | |
| ○保健・医療サービスの情報提供体制の充実 【健康課】『2-4』 ・災害時において保健・医療サービスに関する情報を市民等に的確に提供できるよう、平時から情報発信体制の充実を図る。 | |
| ○医療救護体制の充実 【健康課】『2-4』 ・市は、印旛市郡医師会等と連携して、多数の傷病者が発生した場合等に設置する市救護本部及び救護所の運営等に必要な体制の充実などに努める。 | |
| ○被災地での衛生環境保全体制等の充実 【健康課、環境課、市民活動支援課】『2-5、2-6』 ・感染症や食中毒等に関する基礎知識の普及・啓発などとともに、被災地や避難所等での感染症及び衛生対策を実施するための体制や施設設備等の充実などを図る。 | |
| ○指定避難所及び福祉避難所の機能充実 【公共施設マネジメント課、教育総務課】『2-6』 ・指定避難所及び福祉避難所における避難生活の質（QOL）の確保が図られるよう、各施設の長寿命化対策や施設設備の改善等と連携し、各避難所の機能充実などを推進する。 | |
| ○健康管理等に関する情報提供体制の充実 【健康課、危機管理課】『2-6』 ・災害時における健康の維持管理に関して、事前準備や災害時に心がけておくべき事項等について平時から情報提供などに努める。 | |

| | |
|---|----------------|
| 個別施策分野 | ① 健康・福祉 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課、『 』は関連するリスクシナリオの番号) | |
| <p>○身近な相談体制の充実 【社会福祉課】『4-3』 ・ 平時から災害等に関して身近で気軽に相談ができるよう、地区社会福祉協議会拠点事務所等との連携強化などを図る。</p> | |
| <p>○防災・減災活動等を担う多様な人材の育成 【危機管理課、社会福祉課】『8-2』 ・ 市とボランティア組織、地域等との連絡調整を担う「災害対策コーディネーター」や、地域での社会福祉活動を支える人材等の育成など防災・減災活動等を担う多様な人材の育成に努める。</p> | |

| | |
|--|----------------|
| 個別施策分野 | ② 学習・教育 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課、『 』は関連するリスクシナリオの番号) | |
| <p>○指定避難所及び福祉避難所の機能充実 (①より再掲) 【公共施設マネジメント課、教育総務課】『2-6』 ・ 指定避難所及び福祉避難所における避難生活の質(QOL)の確保が図られるよう、各施設の長寿命化対策や施設設備の改善等と連携し、各避難所の機能充実などを推進する。</p> | |
| <p>○防災活動拠点の機能充実 【危機管理課、公共施設マネジメント課、教育総務課】『3-2、6-1』 ・ 市役所等をはじめとする各種防災活動拠点が、災害時においても防災活動拠点として適切に機能するよう、自立・分散型エネルギーの活用をはじめ耐災害性の向上に配慮した施設設備の充実などについて検討する。</p> | |
| <p>○学校における防災教育の一層の充実と避難体制の向上 【教育支援課】『4-3』 ・ 学校においては、県が定めた「千葉県教育振興基本計画」等に基づき、児童・生徒等に対する防災教育の充実と避難体制の向上などを図る。</p> | |
| <p>○指定文化財に係る各種防災対策の充実 【生涯学習課】『8-4』 ・ 市は、県等と連携を図り、災害による指定文化財の滅失・棄損等を防止するため、市内の指定文化財の保存管理状況の把握、災害への予防措置等に関する指導・助言などに努める。</p> | |
| <p>○市内の文化財等に関する現状の把握等 【生涯学習課】『8-4』 ・ 災害による文化財等の滅失・棄損等を防止するため、各種文化財等の所在及び実態などを調査するとともに必要となる保護対策などを検討する。</p> | |

| 個別施策分野 | ③ 産業・雇用 |
|---|---------|
| 施策<推進方針> (【 】は担当課、『 』は関連するリスクシナリオの番号) | |
| <p>○総合的な治水対策等の充実 【危機管理課、道路課、上下水道課、産業振興課】『1-3、7-3、8-3』 ・総合的な治水対策を進めるとともに、既成市街地の浸水対策として下水道雨水施設などの計画的整備を図る。</p> | |
| <p>○支援物資等の調達・供給、輸送体制の充実 【危機管理課、産業振興課】『2-1、5-6』 ・災害時における支援物資等の調達・供給や物資輸送等が円滑に実施できるよう、物資集積拠点の整備や関係機関等との連携強化、災害協定の運用体制の充実などに努める。</p> | |
| <p>○農作物等の災害予防対策の充実 【産業振興課】『2-1、5-6、7-5』 ・農作物の水害や風害・雪害等の予防対策については、土地基盤整備事業等による湛水防除や県、西印旛農業協同組合等との連携による事前・事後対応策等の周知などにより被害の軽減に努める。</p> | |
| <p>○ライフライン事業者等との連携強化 【危機管理課】『2-1、6-1』 ・市は、大規模災害発生後の電力やガス等の早期供給体制が構築されるよう、各ライフライン事業者に対して県等と連携し施設の耐災害性の向上や連絡体制の構築などを促進する。</p> | |
| <p>○企業における業務継続のための支援体制の充実 【産業振興課】『5-1、5-2』 ・市は、県等と連携し、企業が災害時においても事業を継続できるよう事業継続計画（BCP）、事業継続マネジメント（BCM）の策定を促進するなど支援体制の充実に努める。</p> | |
| <p>○重要な産業施設の耐災害性の向上 【危機管理課、産業振興課】『5-3、7-4』 ・市内各事業所等における自衛消防組織の育成や安全保安管理対策の向上をはじめ、新たな危険物の出現等に対応できるよう資機材の確保などに努める。なお、常備消防に関しては、印西地区消防組合総合計画に基づき推進する。</p> | |
| <p>○金融サービスの停止や消費者トラブル等に関する相談体制の充実 【産業振興課】『5-5』 ・市は、災害による金融不安や消費者トラブルなどの防止と最小化を図るため、県や関係企業等と連携を図り情報提供体制の充実などを図る。</p> | |
| <p>○家畜等の防疫体制の充実 【産業振興課】『5-6』 ・市は、畜産業者、県の農業事務所や家畜保健所等と連携して、家畜伝染病等の防疫対策に関する情報共有を図り伝染病の拡大防止などに努める。</p> | |
| <p>○農地・農業水利施設等の適切な整備 【産業振興課】『7-5』 ・豪雨等による湛水被害の防止・軽減に資するよう老朽化した揚水機場等については、耐災害性の向上にも配慮して改善を図るとともに、災害発生後の農地の早期復旧復興のため、県や土地改良区等と連携し農地の大区画化等を促進する。</p> | |

| | |
|--|---------|
| 個別施策分野 | ③ 産業・雇用 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課、『 』は関連するリスクシナリオの番号) | |
| <p>○有害鳥獣対策による農地・森林の荒廃防止 【産業振興課】『7-5』</p> <ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣による農林産物等への被害軽減を図るため、鳥獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲などを促進し、農地・森林の荒廃防止に努める。 | |
| <p>○生活再建や事業再建等の支援対策の充実 【産業振興課】『8-6』</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は県などと連携を図り、被災者再建支援制度をはじめ、生活や雇用維持などに関連する情報提供や各種相談体制の充実などに努める。 | |

| | |
|---|---------|
| 個別施策分野 | ④ 環境・自然 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課、『 』は関連するリスクシナリオの番号) | |
| <p>○エネルギー供給源の多様化の充実 【環境課】『2-1』</p> <ul style="list-style-type: none"> エネルギーの供給停止による災害リスクを回避・緩和するため、市民等に対して再生可能エネルギー等や蓄電池などの活用に向けた情報提供などの支援に努める。 | |
| <p>○被災地での衛生環境保全体制等の充実 (①より再掲) 【健康課、環境課、市民活動支援課】『2-5、2-6』</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症や食中毒等に関する基礎知識の普及・啓発などとともに、被災地や避難所等での感染症及び衛生対策を実施するための体制や施設設備等の充実などを図る。 | |
| <p>○災害廃棄物等の処理体制の充実 【環境課】『2-5、8-1』</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、県や一部事務組合等と連携を図りながら、災害廃棄物等の適正な処理を実施できるよう災害廃棄物処理計画等に基づき処理体制や施設設備の充実などを進める。 | |
| <p>○浄化槽の整備及び災害対応力の強化 【環境課】『6-3』</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、災害に強い合併処理浄化槽の情報提供などに努め、単独処理浄化槽等からの転換を促進する。 | |
| <p>○富士山噴火による降灰対策 【危機管理課】『7-4』</p> <ul style="list-style-type: none"> 富士山噴火による降灰被害は広範囲に及ぶため、市は、国や県の検討状況を踏まえ火山灰による被害軽減対策などを検討する。 | |
| <p>○一般廃棄物処理施設の耐災害性の向上 【環境課】『8-1』</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、印西地区環境整備事業組合及び柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合と連携し、印西クリーンセンター、アクアセンターあじさいが大規模災害時にも稼働を確保し、その役割を継続できるよう計画的な施設整備を図るとともに、災害廃棄物の適正な処理に必要な諸施設の整備などに努める。 | |

| 個別施策分野 | ⑤ 地域・安心 |
|---|---------|
| 施策<推進方針> (【 】は担当課、『 』は関連するリスクシナリオの番号) | |
| ○地域防災力の向上 【危機管理課、市民活動支援課】『1-1、1-3、1-4、2-2』 ・市域における災害リスクを分かりやすく市民に伝え防災・減災に関する意識の醸成を図るとともに、消防団や自主防災組織、自治会等の機能強化や地域との連携強化などにより地域での自助、共助力の向上などを図る。 | |
| ○自助・共助による火災予防対策の充実 【危機管理課】『1-2、7-1』 ・火災発生の防止及び早期発見並びに延焼の防止などの各種火災予防対策の周知などを図る。なお、常備消防に関しては、印西地区消防組合総合計画に基づき推進する。 | |
| ○公助としての消防力の充実 【危機管理課】『1-2、2-2、7-1』 ・消防職員・消防団員の育成や消防施設設備の耐災害性の向上や緊急消防援助隊の受け入れ体制の強化など消防力の向上を図る。なお、常備消防に関しては、印西地区消防組合総合計画に基づき推進する。 | |
| ○総合的な治水対策等の充実 (③より再掲) 【危機管理課、道路課、上下水道課、産業振興課】『1-3、7-3、8-3』 ・総合的な治水対策を進めるとともに、既成市街地の浸水対策として下水道雨水施設などの計画的整備を図る。 | |
| ○土砂災害警戒区域等における防災・減災対策等の充実 【道路課、危機管理課、建築宅地課】『1-4、7-3』 ・市は、県が指定する土砂災害警戒区域等において、土砂災害から生命を守るため、警戒避難体制の確立をはじめとする各種防災・減災対策などを推進する。 | |
| ○必要な備蓄物資等の確保 【危機管理課、市民活動支援課】『2-1』 ・市は、各種物資等の備蓄等を計画的に図るとともに、市民等が支援物資等の供給遅延や避難生活の長期化などに備え、必要な物資等の備蓄を事前に行うことの重要性などについて周知を図る。 | |
| ○道路啓開・応急復旧体制の充実 【危機管理課、道路課】『2-1、2-2、2-4、5-2、5-4、6-4』 ・発災後の道路の障害物除去や被災箇所の応急復旧等を遅滞なく実施できるよう道路の啓開・応急復旧体制の充実などを図る。 | |
| ○ライフライン事業者等との連携強化 (③より再掲) 【危機管理課】『2-1、6-1』 ・市は、大規模災害発生後の電力やガス等の早期供給体制が構築されるよう、各ライフライン事業者に対して県等と連携し施設の耐災害性の向上や連絡体制の構築などを促進する。 | |
| ○避難行動要支援者等に関する情報共有や支援体制等の充実 (①より再掲) 【危機管理課、健康課、高齢者福祉課、障害福祉課】『2-2』 ・災害時における避難行動要支援者等の避難支援を適切に実施するため医療・介護関係者や関係機関等と安否情報の共有や介助等が的確に実施できる体制の充実などを図るとと | |

| | |
|--|---------|
| 個別施策分野 | ⑤ 地域・安心 |
| 施策＜推進方針＞（【 】は担当課、『 』は関連するリスクシナリオの番号） | |
| <p>もに、避難行動要支援者や要配慮者等に対して災害時に求められる事前の備えなどを周知し意識の醸成に努める。</p> | |
| <p>○応急手当の普及啓発の充実 【危機管理課、総務課】『2-2』 ・市職員及び市民等に対して災害時における応急手当の普及啓発などに努める。なお、常備消防に関しては、印西地区消防組合総合計画に基づき推進する。</p> | |
| <p>○帰宅困難者対策の充実 【危機管理課、都市計画課、道路課】『2-3』 ・大規模自然災害時に生じる多数の帰宅困難者によって混乱をきたさないよう、一斉帰宅行動の抑制の重要性を関係者等に周知するとともに、徒歩帰宅を支援できるような支援スポットの充実などを検討する。</p> | |
| <p>○被災地での衛生環境保全体制等の充実（①より再掲） 【健康課、環境課、市民活動支援課】『2-5、2-6』 ・感染症や食中毒等に関する基礎知識の普及・啓発などとともに、被災地や避難所等での感染症及び衛生対策を実施するための体制や施設設備等の充実などを図る。</p> | |
| <p>○健康管理等に関する情報提供体制の充実（①より再掲） 【健康課、危機管理課】『2-6』 ・災害時における健康の維持管理に関して、事前準備や災害時に心がけておくべき事項等について平時から情報提供などに努める。</p> | |
| <p>○地域防犯力の向上 【市民活動支援課】『3-1』 ・市は、印西警察署をはじめ、自治会や防犯指導員などと連携し、災害時に想定される多様な犯罪にも対応できるよう平時から地域防犯力の向上などに努める。</p> | |
| <p>○防災活動拠点の機能充実（②より再掲） 【危機管理課、公共施設マネジメント課、教育総務課】『3-2、6-1』 ・市役所等をはじめとする各種防災活動拠点が、災害時においても防災活動拠点として適切に機能するよう、自立・分散型エネルギーの活用をはじめ耐災害性の向上に配慮した施設設備の充実などについて検討する。</p> | |
| <p>○避難所の開設・運営体制の充実 【市民活動支援課、危機管理課、生涯学習課、教育総務課】『3-2』 ・住民の避難が円滑に行えるよう、災害の状況に応じた避難所の多様な開設・運営方法等について自主防災組織、学校及び指定管理者などと連携を図り、検討に努める。</p> | |
| <p>○通信機器の充実と発信手段の多様化 【危機管理課】『4-1、4-2』 ・市防災行政無線（固定系、移動系等）の整備充実をはじめとする通信機器の耐災害性の向上と多重化などを図る。</p> | |
| <p>○外国人等への情報の適切な提供と共有化 【企画政策課】『4-3』 ・外国人等に対して災害情報等を適切に提供できるよう、通訳ボランティアの確保、防災に関する学習機会や情報発信体制の充実などを図る。</p> | |

| | |
|---|----------------|
| 個別施策分野 | ⑤ 地域・安心 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課、『 』は関連するリスクシナリオの番号) | |
| <p>○身近な相談体制の充実(①より再掲) 【社会福祉課】『4-3』 ・ 平時から災害等に関して身近で気軽に相談ができるよう、地区社会福祉協議会拠点事務所等との連携強化などを図る。</p> | |
| <p>○重要な産業施設の耐災害性の向上(③より再掲) 【危機管理課、産業振興課】『5-3、7-4』 ・ 市内各事業所等における自衛消防組織の育成や安全保安管理対策の向上をはじめ、新たな危険物の出現等に対応できるよう資機材の確保などに努める。なお、常備消防に関しては、印西地区消防組合総合計画に基づき推進する。</p> | |
| <p>○燃料等の確保体制の充実 【危機管理課、公共施設マネジメント課】『6-1』 ・ 市は、災害時の応急対策や緊急通行車両の運行等が燃料不足により支障をきたすことのないよう、災害協定の運用体制を整備するほか、関連の民間事業者との協定の締結などを検討する。</p> | |
| <p>○人的支援の受入れ体制の充実 【危機管理課】『8-2』 ・ 市は、災害からの復旧・復興時における人的支援を適切に受け入れられるよう、訓練・研修等の実施、関係機関等との連携強化、災害協定の運用体制の確認などを図る。</p> | |
| <p>○応急仮設住宅の提供体制等の充実 【建築宅地課】『8-5』 ・ 被災者に対して、迅速に応急仮設住宅等の提供を図るため、応急仮設住宅の建設候補地を公有地等から事前に選定しておくとともに、民間賃貸住宅の活用方策なども検討する。</p> | |

| | |
|--|----------------|
| 個別施策分野 | ⑥ 都市・交通 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課、『 』は関連するリスクシナリオの番号) | |
| <p>○中心都市拠点や生活拠点における耐災害性の向上 【都市計画課】『1-1』 ・ 白井駅周辺から市役所周辺の「中心都市拠点」及び西白井駅周辺の「生活拠点」は、多くの人々や都市機能が集まる拠点であり、市街地全体として災害に強いまちづくりを促進する。 ・ 都市計画による規制誘導に加え、災害時における市と民間事業者との支援協定の締結など多様な手法を検討する。</p> | |
| <p>○住宅・建築物及び宅地の耐震化や安全性の向上 【建築宅地課】『1-1』 ・ 住宅、特定建築物や大規模盛土造成地等の耐震化や安全性の向上などを促進するとともに、関連情報の提供などにより災害に対する住民理解の醸成などを図る。</p> | |

| 個別施策分野 | ⑥ 都市・交通 |
|--|---------|
| 施策<推進方針> (【 】は担当課、『 』は関連するリスクシナリオの番号) | |
| <p>○ゆとりある住環境の整備 【都市計画課】『1-2、7-1』</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震時等の大規模な火災の延焼防止に向けて、地区計画制度等を活用し、ゆとりある区画設定や民地内緑地・空地の確保、電線類地中化等による災害に強いまちづくりを促進する。 | |
| <p>○総合的な治水対策等の充実(③より再掲) 【危機管理課、道路課、上下水道課、産業振興課】『1-3、7-3、8-3』</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合的な治水対策を進めるとともに、既成市街地の浸水対策として下水道雨水施設などの計画的整備を図る。 | |
| <p>○上水道施設の適切な整備と応急給水活動体制の充実 【上下水道課、危機管理課】『2-1、6-2』</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時においても水道水の供給が適切に実施できるよう、耐災害性の向上に配慮し計画的に水道施設や管路等の整備を検討するとともに、県営水道等関係機関との連携強化による災害応急給水対策の実施体制の充実などに努める。 | |
| <p>○道路啓開・応急復旧体制の充実(⑤より再掲) 【危機管理課、道路課】『2-1、2-2、2-4、5-2、5-4、6-4』</p> <ul style="list-style-type: none"> 発災後の道路の障害物除去や被災箇所の応急復旧等を遅滞なく実施できるよう道路の啓開・応急復旧体制の充実などを図る。 | |
| <p>○多重道路ネットワークの形成による耐災害性の向上 【都市計画課、道路課】『2-1、2-2、5-4、7-2』</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路、各都市拠点及び地域を結ぶ道路ネットワークの形成による避難経路の確保並びに道路の延焼遮断機能等による耐災害性の向上に向けて、構想道路の計画化に向けた検討を行う。 | |
| <p>○民間開発の規制誘導による耐災害性の向上 【都市計画課】『2-1、2-2、5-4、7-2』</p> <ul style="list-style-type: none"> 幹線道路沿道やインターチェンジ周辺等における民間開発について、防災・減災に資する社会貢献を評価し、災害に強いまちづくりに向けた開発の促進によりサプライチェーン寸断の防止に努める。 | |
| <p>○帰宅困難者対策の充実(⑤より再掲) 【危機管理課、都市計画課、道路課】『2-3』</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模自然災害時に生じる多数の帰宅困難者によって混乱をきたさないよう、一斉帰宅行動の抑制の重要性を関係者等に周知するとともに、徒歩帰宅を支援できるよう支援スポットの充実などを検討する。 | |
| <p>○下水道施設の維持・更新等と業務継続体制の充実 【上下水道課】『2-5、6-3』</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時に汚水処理機能が確保できるよう、ストックマネジメント計画に基づき耐災害性の向上に配慮して更生や布設替などを図るとともに、白井市下水道事業業務継続計画(BCP計画)に基づき体制及び施設設備、協定の締結などに努める。 | |

| | |
|---|---------|
| 個別施策分野 | ⑥ 都市・交通 |
| 施策＜推進方針＞ （【 】は担当課、『 』は関連するリスクシナリオの番号） | |
| <p>○工業団地等の耐災害性の向上 【都市計画課、道路課】『5-1』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白井工業団地は、災害によって企業活動が長期に渡って停止しないよう、工業団地へのアクセス道路の整備や被災の拡大防止にも寄与するオープンスペースの確保などにより耐災害性の向上を促進する。 | |
| <p>○市道・橋梁等の適正な維持管理 【道路課】『6-4』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全で円滑な道路交通環境を確保するため、白井市道路修繕計画や白井市橋梁長寿命化修繕計画などに基づき、市道・橋梁及び交通安全施設の耐災害性の強化や維持保全などを図る。 | |
| <p>○避難場所や延焼防止等に資する公園等の整備 【都市計画課】『7-1』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の避難場所や防災活動拠点、火災の延焼遮断空間等となる重要な公共空地である都市公園の整備を進め、耐災害性の向上を促進する。 | |
| <p>○都市防災機能を有する街路の整備 【道路課】『7-1』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既成市街地における延焼の拡大を防止し、円滑な消火活動や避難活動等が行われるよう、延焼遮断帯の確保、緊急車両の進入路、災害時の避難路などの多様な機能の確保に配慮して街路等の整備を図る。 | |
| <p>○緊急輸送道路の耐災害性の向上 【道路課】『7-2』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、国・県等関係機関と連携し、緊急輸送道路（一般国道16号、一般国道464号）について、無電柱化や沿道建物の耐震化等による耐災害性の向上などに協力する。 | |
| <p>○地籍調査等による土地境界等の明確化 【都市計画課】『8-5』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害等により喪失した土地境界の復元を迅速に実施できるよう、市民や事業者等に対して地籍調査や国土調査法19条5項指定制度等の周知を行い、土地境界等の明確化を検討する。 | |

| | |
|--|-------|
| 個別施策分野 | ⑦ 行財政 |
| 施策＜推進方針＞ （【 】は担当課、『 』は関連するリスクシナリオの番号） | |
| <p>○公共施設の耐災害性の向上 【教育総務課、公共施設マネジメント課、文化センター】『1-1、3-2』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立小・中学校施設をはじめとする公共施設については、災害時には指定避難所や防災活動拠点となることにも配慮し、各施設の特性を踏まえ、長寿命化対策や非構造部材の安全対策等耐災害性の向上などを図る。 | |

| | |
|---|-------|
| 個別施策分野 | ⑦ 行財政 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課、『 』は関連するリスクシナリオの番号) | |
| <p>○業務継続体制等の充実 【危機管理課、総務課、各課】『3-2』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画（災害編）や ICT 部門の業務継続計画<初動版>に基づき、業務継続体制の充実を図るとともに、市及び各種事務組合等は、広域的な災害相互応援体制や後方支援体制の整備充実などに努める。 | |
| <p>○防災活動拠点の機能充実（②より再掲） 【危機管理課、公共施設マネジメント課、教育総務課】『3-2、6-1』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所等をはじめとする各種防災活動拠点が、災害時においても防災活動拠点として適切に機能するよう、自立・分散型エネルギーの活用をはじめ耐災害性の向上に配慮した施設設備の充実などについて検討する。 | |
| <p>○防災・減災を担う市職員の育成 【総務課、危機管理課、社会福祉課】『8-2』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市職員が、大規模災害時においても適切な対応を迅速に行えるよう、県や国等と連携を図り研修機会の拡充などにより人材育成を図る。 | |
| <p>○災害復興に関する事前体制の確立 【企画政策課】『8-2』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災後、迅速かつ的確に災害からの復旧・復興活動を行える体制の整備を図るため、マニュアルの整備などに努める。 | |

| | |
|--|------------------|
| 個別施策分野 | (A) リスクコミュニケーション |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課、『 』は関連するリスクシナリオの番号) | |
| <p>○地域防災力の向上（⑤より再掲） 【危機管理課、市民活動支援課】『1-1、1-3、1-4、2-2』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市域における災害リスクを分かりやすく市民に伝え防災・減災に関する意識の醸成を図るとともに、消防団や自主防災組織、自治会等の機能強化や地域との連携強化などにより地域での自助、共助力の向上などを図る。 | |
| <p>○必要な備蓄物資等の確保（⑤より再掲） 【危機管理課、市民活動支援課】『2-1』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、各種物資等の備蓄等を計画的に図るとともに、市民等が支援物資等の供給遅延や避難生活の長期化などに備え、必要な物資等の備蓄を事前に行うことの重要性などについて周知を図る。 | |
| <p>○応急手当の普及啓発の充実（⑤より再掲） 【危機管理課、総務課】『2-2』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市職員及び市民等に対して災害時における応急手当の普及啓発などに努める。なお、常備消防に関しては、印西地区消防組合総合計画に基づき推進する。 | |

| | |
|---|-------------------------|
| 個別施策分野 | (A) リスクコミュニケーション |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課、『 』は関連するリスクシナリオの番号) | |
| <p>○被災地での衛生環境保全体制等の充実 (①より再掲) 【健康課、環境課、市民活動支援課】『2-5、2-6』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症や食中毒等に関する基礎知識の普及・啓発などとともに、被災地や避難所等での感染症及び衛生対策を実施するための体制や施設設備等の充実などを図る。 | |

| | |
|---|-----------------|
| 個別施策分野 | (B) 人材育成 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課、『 』は関連するリスクシナリオの番号) | |
| <p>○地域防災力の向上 (⑤より再掲) 【危機管理課、市民活動支援課】『1-1、1-3、1-4、2-2』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市域における災害リスクを分かりやすく市民に伝え防災・減災に関する意識の醸成を図るとともに、消防団や自主防災組織、自治会等の機能強化や地域との連携強化などにより地域での自助、共助力の向上などを図る。 | |
| <p>○公助としての消防力の充実 (⑤より再掲) 【危機管理課】『1-2、2-2、7-1』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防職員・消防団員の育成や消防施設設備の耐災害性の向上や緊急消防援助隊の受け入れ体制の強化など消防力の向上を図る。なお、常備消防に関しては、印西地区消防組合総合計画に基づき推進する。 | |
| <p>○地域防犯力の向上 (⑤より再掲) 【市民活動支援課】『3-1』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、印西警察署をはじめ、自治会や防犯指導員などと連携し、災害時に想定される多様な犯罪にも対応できるよう平時から地域防犯力の向上などに努める。 | |
| <p>○危険度判定等に関する体制の充実 【建築宅地課】『8-2』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、大規模な災害発生後に、迅速かつ円滑に被災宅地や被災建築物の危険度判定や建物被害認定等を実施できるよう、県等とも連携を図り各種講習会への参加等により人材の養成や体制の充実などに努める。 | |
| <p>○防災・減災を担う市職員の育成 (⑦より再掲) 【総務課、危機管理課、社会福祉課】『8-2』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市職員が、大規模災害時においても適切な対応を迅速に行えるよう、県や国等と連携を図り研修機会の拡充などにより人材育成を図る。 | |
| <p>○防災・減災活動等を担う多様な人材の育成 (①より再掲) 【危機管理課、社会福祉課】『8-2』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市とボランティア組織、地域等との連絡調整を担う「災害対策コーディネーター」や、地域での社会福祉活動を支える人材等の育成など防災・減災活動等を担う多様な人材の育成に努める。 | |

| 個別施策分野 | (C) 官民連携 |
|--|----------|
| 施策<推進方針> (【 】は担当課、『 』は関連するリスクシナリオの番号) | |
| <p>○中心都市拠点や生活拠点における耐災害性の向上 (⑥より再掲)</p> <p>【都市計画課】『1-1』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白井駅周辺から市役所周辺の「中心都市拠点」及び西白井駅周辺の「生活拠点」は、多くの人々や都市機能が集まる拠点であり、市街地全体として災害に強いまちづくりを促進する。 ・都市計画による規制誘導に加え、災害時における市と民間事業者との支援協定の締結など多様な手法を検討する。 | |
| <p>○支援物資等の調達・供給、輸送体制の充実 (③より再掲)</p> <p>【危機管理課、産業振興課】『2-1、5-6』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における支援物資等の調達・供給や物資輸送等が円滑に実施できるよう、物資集積拠点の整備や関係機関等との連携強化、災害協定の運用体制の充実などに努める。 | |
| <p>○民間開発の規制誘導による耐災害性の向上 (⑥より再掲)</p> <p>【都市計画課】『2-1、2-2、5-4、7-2』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路沿道やインターチェンジ周辺等における民間開発について、防災・減災に資する社会貢献を評価し、災害に強いまちづくりに向けた開発の促進によりサプライチェーン寸断の防止に努める。 | |
| <p>○農作物等の災害予防対策の充実 (③より再掲)</p> <p>【産業振興課】『2-1、5-6、7-5』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の水害や風害・雪害等の予防対策については、土地基盤整備事業等による湛水防除や県、西印旛農業協同組合等との連携による事前・事後対応策等の周知などにより被害の軽減に努める。 | |
| <p>○ライフライン事業者等との連携強化 (③より再掲)</p> <p>【危機管理課】『2-1、6-1』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、大規模災害発生後の電力やガス等の早期供給体制が構築されるよう、各ライフライン事業者に対して県等と連携し施設の耐災害性の向上や連絡体制の構築などを促進する。 | |
| <p>○広域的な傷病者搬送体制の整備 (①より再掲)</p> <p>【健康課】『2-2』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後方医療機関への搬送体制の整備などに努める。 | |
| <p>○避難行動要支援者等に関する情報共有や支援体制等の充実 (①より再掲)</p> <p>【危機管理課、健康課、高齢者福祉課、障害福祉課】『2-2』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における避難行動要支援者等の避難支援を適切に実施するため医療・介護関係者や関係機関等と安否情報の共有や介助等が的確に実施できる体制の充実などを図るとともに、避難行動要支援者や要配慮者等に対して災害時に求められる事前の備えなどを周知し意識の醸成に努める。 | |
| <p>○帰宅困難者対策の充実 (⑤より再掲)</p> <p>【危機管理課、都市計画課、道路課】『2-3』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害時に生じる多数の帰宅困難者によって混乱をきたさないよう、一斉帰宅行動の抑制の重要性を関係者等に周知するとともに、徒歩帰宅を支援できるよう支援スポットの充実などを検討する。 | |

| 個別施策分野 | (C) 官民連携 |
|---|----------|
| 施策<推進方針> (【 】は担当課、『 』は関連するリスクシナリオの番号) | |
| <p>○医療救護体制の充実 (①より再掲) 【健康課】『2-4』 ・市は、印旛市郡医師会等と連携して、多数の傷病者が発生した場合等に設置する市救護本部及び救護所の運営等に必要な体制の充実などに努める。</p> | |
| <p>○下水道施設の維持・更新等と業務継続体制の充実 (⑥より再掲) 【上下水道課】『2-5、6-3』 ・災害時に汚水処理機能が確保できるよう、ストックマネジメント計画に基づき耐災害性の向上に配慮して更生や布設替などを図るとともに、白井市下水道事業業務継続計画(BCP計画)に基づき体制及び施設設備、協定の締結などに努める。</p> | |
| <p>○地域防犯力の向上 (⑤より再掲) 【市民活動支援課】『3-1』 ・市は、印西警察署をはじめ、自治会や防犯指導員などと連携し、災害時に想定される多様な犯罪にも対応できるよう平時から地域防犯力の向上などに努める。</p> | |
| <p>○避難所の開設・運営体制の充実 (⑤より再掲) 【市民活動支援課、危機管理課、生涯学習課、教育総務課】『3-2』 ・住民の避難が円滑に行えるよう、災害の状況に応じた避難所の多様な開設・運営方法等について自主防災組織、学校及び指定管理者などと連携を図り、検討に努める。</p> | |
| <p>○外国人等への情報の適切な提供と共有化 (⑤より再掲) 【企画政策課】『4-3』 ・外国人等に対して災害情報等を適切に提供できるよう、通訳ボランティアの確保、防災に関する学習機会や情報発信体制の充実などを図る。</p> | |
| <p>○燃料等の確保体制の充実 (⑤より再掲) 【危機管理課、公共施設マネジメント課】『6-1』 ・市は、災害時の応急対策や緊急通行車両の運行等が燃料不足により支障をきたすことのないよう、災害協定の運用体制を整備するほか、関連の民間事業者との協定の締結などを検討する。</p> | |
| <p>○自助・共助による火災予防対策の充実 (⑤より再掲) 【危機管理課】『7-1』 ・火災発生の防止及び早期発見並びに延焼の防止などの各種火災予防対策の周知などを図る。なお、常備消防に関しては、印西地区消防組合総合計画に基づき推進する。</p> | |
| <p>○応急仮設住宅の提供体制等の充実 (⑤より再掲) 【建築宅地課】『8-5』 ・被災者に対して、迅速に応急仮設住宅等の提供を図るため、応急仮設住宅の建設候補地を公有地等から事前に選定しておくとともに、民間賃貸住宅の活用方策なども検討する。</p> | |
| <p>○生活再建や事業再建等の支援対策の充実 (③より再掲) 【産業振興課】『8-6』 ・市は県などと連携を図り、被災者再建支援制度をはじめ、生活や雇用維持などに関連する情報提供や各種相談体制の充実などに努める。</p> | |

| 個別施策分野 | (D) 老朽化対策 |
|--|-----------|
| 施策<推進方針> (【 】は担当課、『 』は関連するリスクシナリオの番号) | |
| <p>○公共施設の耐災害性の向上 (⑦より再掲)</p> <p>【教育総務課、公共施設マネジメント課、文化センター】『1-1、3-2』</p> <ul style="list-style-type: none"> 市立小・中学校施設をはじめとする公共施設については、災害時には指定避難所や防災活動拠点となることにも配慮し、各施設の特性を踏まえ、長寿命化対策や非構造部材の安全対策等耐災害性の向上などを図る。 | |
| <p>○中心都市拠点や生活拠点における耐災害性の向上 (⑥より再掲)</p> <p>【都市計画課】『1-1』</p> <ul style="list-style-type: none"> 白井駅周辺から市役所周辺の「中心都市拠点」及び西白井駅周辺の「生活拠点」は、多くの人々や都市機能が集まる拠点であり、市街地全体として災害に強いまちづくりを促進する。 都市計画による規制誘導に加え、災害時における市と民間事業者との支援協定の締結など多様な手法を検討する。 | |
| <p>○上水道施設の適切な整備と応急給水活動体制の充実 (⑥より再掲)</p> <p>【上下水道課、危機管理課】『2-1、6-2』</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時においても水道水の供給が適切に実施できるよう、耐災害性の向上に配慮し計画的に水道施設や管路等の整備を検討するとともに、県営水道等関係機関との連携強化による災害応急給水対策の実施体制の充実などに努める。 | |
| <p>○下水道施設の維持・更新等と業務継続体制の充実 (⑥より再掲)</p> <p>【上下水道課】『2-5、6-3』</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時に汚水処理機能が確保できるよう、ストックマネジメント計画に基づき耐災害性の向上に配慮して更生や布設替などを図るとともに、白井市下水道事業業務継続計画(BCP計画)に基づき体制及び施設設備、協定の締結などに努める。 | |
| <p>○指定避難所及び福祉避難所の機能充実 (①より再掲)</p> <p>【公共施設マネジメント課、教育総務課】『2-6』</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定避難所及び福祉避難所における避難生活の質(QOL)の確保が図られるよう、各施設の長寿命化対策や施設設備の改善等と連携し、各避難所の機能充実などを推進する。 | |
| <p>○防災活動拠点の機能充実 (②より再掲)</p> <p>【危機管理課、公共施設マネジメント課、教育総務課】『3-2、6-1』</p> <ul style="list-style-type: none"> 市役所等をはじめとする各種防災活動拠点が、災害時においても防災活動拠点として適切に機能するよう、自立・分散型エネルギーの活用をはじめ耐災害性の向上に配慮した施設設備の充実などについて検討する。 | |
| <p>○市道・橋梁等の適正な維持管理 (⑥より再掲)</p> <p>【道路課】『6-4』</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全で円滑な道路交通環境を確保するため、白井市道路修繕計画や白井市橋梁長寿命化修繕計画などに基づき、市道・橋梁及び交通安全施設の耐災害性の強化や維持保全などを図る。 | |
| <p>○避難場所や延焼防止等に資する公園等の整備 (⑥より再掲)</p> <p>【都市計画課】『7-1』</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の避難場所や防災活動拠点、火災の延焼遮断空間等となる重要な公共空地である都市公園の整備を進め、耐災害性の向上を促進する。 | |

| | |
|--|-----------|
| 個別施策分野 | (D) 老朽化対策 |
| 施策<推進方針> (【 】は担当課、『 』は関連するリスクシナリオの番号) | |
| <p>○緊急輸送道路の耐災害性の向上 (⑥より再掲)</p> <p>【道路課】『7-2』</p> <p>・市は、国・県等関係機関と連携し、緊急輸送道路（一般国道 16 号、一般国道 464 号）について、無電柱化や沿道建物の耐震化等による耐災害性の向上などに協力する。</p> | |
| <p>○農地・農業水利施設等の適切な整備 (③より再掲)</p> <p>【産業振興課】『7-5』</p> <p>・豪雨等による湛水被害の防止・軽減に資するよう老朽化した揚水機場等については、耐災害性の向上にも配慮して改善を図るとともに、災害発生後の農地の早期復旧復興のため、県や土地改良区等と連携し農地の大区画化等を促進する。</p> | |
| <p>○一般廃棄物処理施設の耐災害性の向上 (④より再掲)</p> <p>【環境課】『8-1』</p> <p>・市は、印西地区環境整備事業組合及び柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合と連携し、印西クリーンセンター、アクアセンターあじさいが大規模災害時にも稼働を確保し、その役割を継続できるよう計画的な施設整備を図るとともに、災害廃棄物の適正な処理に必要な諸施設の整備などに努める。</p> | |

第4章 計画の推進と見直し

1 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて、重点化しながら進める必要がある。

本計画では、各リスクシナリオへの対応方策について、国・県の重点化プログラムや地域の災害特性などを踏まえ、次の3つの視点から重点化を検討する。

- ①市民の生命等に関わるものなど緊急性の高い事業
- ②基本目標・事前に備えるべき目標に対する効果が大きい事業
- ③白井市総合計画との整合性・関連性の深い事業

なお、国基本計画においては【参考資料1】、県地域計画においては【参考資料2】に示すように、国土の強靱化を実現するための重要なプログラムを選定している。

2 進捗状況の把握

(1) 施策の推進

本市の国土強靱化は、いかなる大規模自然災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能にするための事前対策であり、その取組は広範な各課の所掌にまたがる。

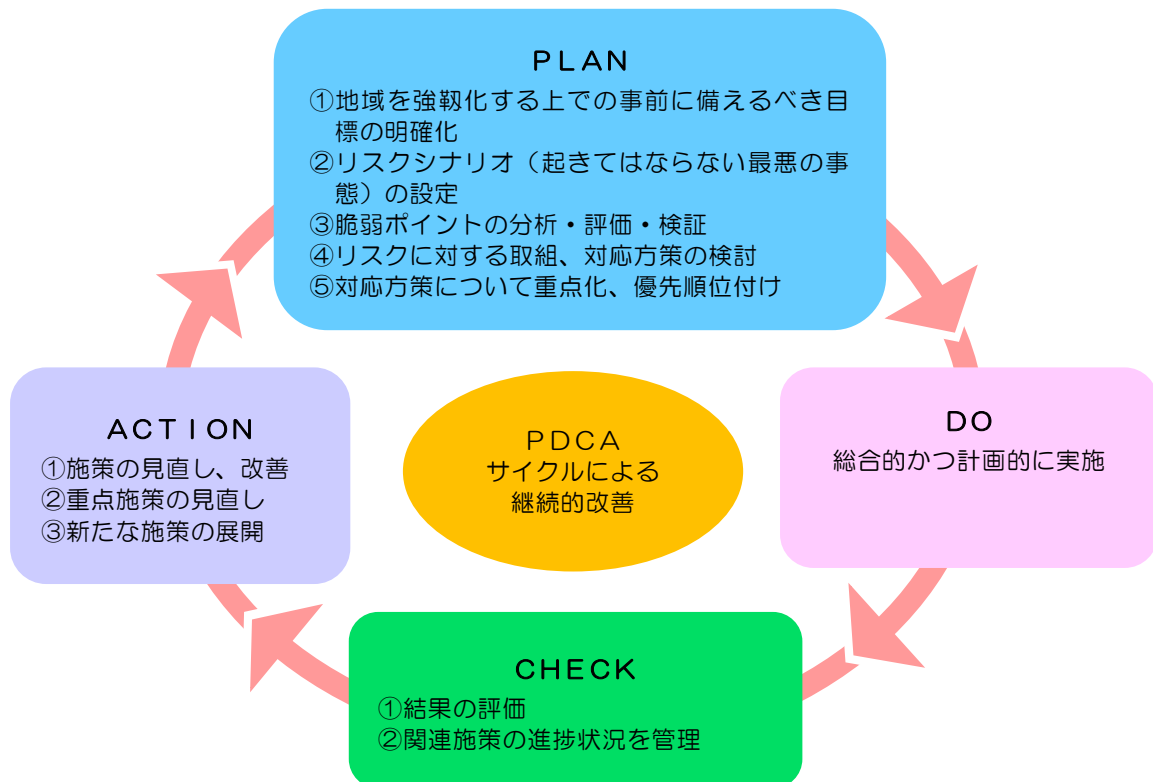
したがって、市地域計画に位置づける施策の推進に当たっては、庁内の全庁横断的な体制のもと、県をはじめ、国の関係組織、近隣市町等の地方公共団体、自主防災組織等の地域組織、民間事業者等と連携・協力しながら進めていく。

(2) PDCAサイクル

本市の国土強靱化に向けては、国基本計画及び県地域計画と絶えず整合性を保つとともに、市地域計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することが必要である。

そのためには、施策の進捗状況等を定期的に把握、検証し、必要に応じて見直しを行う等、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを繰り返して取組を推進していくとともに、新たな施策展開を図っていくものとする。

●PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクル



【資料1】リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとの脆弱性評価結果

| | |
|--|--|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 1 直接死を最大限防ぐ |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○公共施設の耐災害性の向上 ・市立小・中学校施設及び不特定多数の市民等が利用する公共施設の耐震化は完了しており、各施設が災害時に果たすべき役割なども踏まえ、各施設の長寿命化を図る必要がある。 | |
| ○中心都市拠点や生活拠点における耐災害性の向上 ・白井駅周辺から市役所周辺の「中心都市拠点」及び西白井駅周辺の「生活拠点」は、多くの人々や都市機能が集まる拠点であり、市街地全体として耐災害性の向上が必要である。 | |
| ○住宅・建築物及び宅地の耐震化や安全性の向上 ・住宅及び特定建築物の耐震化をはじめ、非構造部材やブロック塀等の安全対策、大規模盛土造成地の耐震化などを促進する必要がある。 | |
| ○地域防災力の向上 ・市民の防災・減災意識の醸成や地域一丸となった災害対応体制を構築するため、市民の自助力や地域での共助力の向上を図る必要がある。 | |

| | |
|---|--|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 1 直接死を最大限防ぐ |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 1-2 【大規模火災】 密集市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○自助・共助による火災予防対策の充実 ・平時においても建物火災のうち住宅火災が半数を占め、建物火災による死者の多くが住宅で発生する状況となっていることから火災予防対策を促進する必要がある。 | |
| ○公助としての消防力の充実 ・災害による同時多発火災や交通障害等の発生も想定し、常備及び非常備消防力の強化を図る必要がある。 | |
| ○ゆとりある住環境の整備 ・地震時等に大規模な延焼火災が発生しないよう、既成市街地等の耐災害性の改善を図る必要がある。 | |

| | |
|---|--|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 1 直接死を最大限防ぐ |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 1-3 【風水害・洪水】 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○総合的な治水対策等の充実 ・河川の氾濫による被害を最小限にするためには広域的、総合的な治水対策に取り組む必要があるとともに、道路冠水等の被害が発生していることから雨水排水施設の整備を推進する必要がある。 | |
| ○地域防災力の向上（1-1より再掲） ・市民の防災・減災意識の醸成や地域一丸となった災害対応体制を構築するため、市民の自助力や地域での共助力の向上を図る必要がある。 | |

| | |
|--|------------------------------------|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 1 直接死を最大限防ぐ |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 1-4 【土砂災害】 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○土砂災害警戒区域等における防災・減災対策等の充実 ・集中豪雨の多発化、長期化などにより土砂災害の発生が懸念される事から、避難警戒体制の確立や土地利用の規制誘導、危険箇所の改善などを行う必要がある。 | |
| ○地域防災力の向上（1-1より再掲） ・市民の防災・減災意識の醸成や地域一丸となった災害対応体制を構築するため、市民の自助力や地域での共助力の向上を図る必要がある。 | |

| | |
|--|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 2-1 【物資・燃料】 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○必要な備蓄物資等の確保 ・市は、緊急支援的措置として供給が求められる各種物資を中心に備蓄等を行うとともに、市民等による備蓄が適切に行われるよう周知を行う必要がある。 | |
| ○エネルギー供給源の多様化の充実 ・市は、エネルギーの供給停止による災害リスクを回避・緩和するための方策について市民や関係事業者等に支援する必要がある。 | |
| ○支援物資等の調達・供給、輸送体制の充実 ・支援物資等の調達・供給等を円滑に実施するための体制の充実が必要である。 | |

| | |
|---|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 2-1 【物資・燃料】 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○上水道施設の適切な整備と応急給水活動体制の充実 ・水道は、市民生活・地域経済にライフラインとして欠かせない存在であり、安全な水の安定供給が図られるよう、上水道施設の整備や応急給水体制の充実を図る必要がある。 | |
| ○道路啓開・応急復旧体制の充実 ・支援物資の輸送や救助・救急・救援活動等を遅滞なく実施できるよう、発災後の道路啓開や応急復旧等を円滑に実施する必要がある。 | |
| ○多重道路ネットワークの形成による耐災害性の向上 ・災害時に緊急輸送等が適切に実施される緊急輸送道路を補完する道路の整備や沿道地区の耐災害性の向上などが必要である。 | |
| ○民間開発の規制誘導による耐災害性の向上 ・緊急輸送道路や避難経路となる幹線道路沿道の耐災害性の向上が必要である。 | |
| ○農作物等の災害予防対策の充実 ・災害時による農作物への被害が拡大しないよう、関係機関等と連携を図り災害予防対策等について周知する必要がある。 | |
| ○ライフライン事業者等との連携強化 ・大規模災害発生後の電力やガス等の早期供給体制の構築を支援できるよう関係機関等との連携強化を図る必要がある。 | |

| | |
|---|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 2-2 【救助・救急】 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○広域的な傷病者搬送体制の整備 ・大量の負傷者の発生に備え、関係機関との連携体制や支援体制等の充実を図る必要がある。 | |
| ○避難行動要支援者等に関する情報共有や支援体制等の充実 ・災害からの避難において避難行動要支援者等の安否確認を迅速に行うとともに、妊産婦や在宅療養者等に対しては、各々の特性に応じたきめ細かな避難支援を実施する必要がある。また、避難行動要支援者等も自ら避難等に関する手順等を把握している必要がある。 | |
| ○応急手当の普及啓発の充実 ・大規模災害時には、身近にいる人が応急手当を効果的に実施できれば救命率は飛躍的に向上することが期待されるため、応急手当のあり方について普及啓発が必要である。 | |

| | |
|---|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 2-2 【救助・救急】 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○安全な社会福祉施設整備の促進 ・社会福祉施設は、自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、安全性を備えた施設の整備を促進する必要がある。 | |
| ○地域防災力の向上（1-1より再掲） ・市民の防災・減災意識の醸成や地域一丸となった災害対応体制を構築するため、市民の自助力や地域での共助力の向上を図る必要がある。 | |
| ○公助としての消防力の充実（1-2より再掲） ・災害による同時多発火災や交通障害等の発生も想定し、常備及び非常備消防力の強化を図る必要がある。 | |
| ○道路啓開・応急復旧体制の充実（2-1より再掲） ・支援物資の輸送や救助・救急・救援活動等を遅滞なく実施できるよう、発災後の道路啓開や応急復旧等を円滑に実施する必要がある。 | |
| ○多重道路ネットワークの形成と沿道地区の耐災害性の向上（2-1より再掲） ・災害時に緊急輸送等が適切に実施される緊急輸送道路を補完する道路の整備や沿道地区の耐災害性の向上などが必要である。 | |
| ○民間開発の規制誘導による耐災害性の向上（2-1より再掲） ・緊急輸送道路や避難経路となる幹線道路沿道の耐災害性の向上が必要である。 | |

| | |
|--|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 2-3 【帰宅困難者】 想定を超える大量の帰宅困難者（通勤・通学・来訪者等）の発生、混乱 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○帰宅困難者対策の充実 ・大規模な震災が発生した場合、帰宅困難者等の発生が予想されるため、帰宅困難者等の発生抑制及び徒歩帰宅支援策を講じる必要がある。 | |

| | |
|--|--|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 2-4 【医療】 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○保健・医療サービスの情報提供体制の充実 ・災害においては、市民等が安心して保健・医療サービスに関する情報を円滑に確認でき | |

| | |
|---|--|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 2-4 【医療】 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 |
| 脆弱性評価結果 | |
| る必要がある。 | |
| ○医療救護体制の充実 ・大規模災害時に救護所等が迅速に設置され運用されるよう医療救護体制の充実が必要である。 | |
| ○道路啓開・応急復旧体制の充実（2-1より再掲） ・支援物資の輸送や救助・救急・救援活動等を遅滞なく実施できるよう、発災後の道路啓開や応急復旧等を円滑に実施する必要がある。 | |

| | |
|---|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 2-5 【衛生管理】 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○被災地での衛生環境保全体制等の充実 ・被災地や避難所等における感染症や食中毒等の発生・拡大を防止するための体制の充実が必要である。 | |
| ○災害廃棄物等の処理体制の充実 ・災害廃棄物処理の停滞により、被災地等の衛生環境の悪化や復旧・復興活動が大幅に遅れる事態を防ぐため、処理体制等の充実を図る必要がある。 | |
| ○下水道施設の維持・更新等と業務継続体制の充実 ・大規模地震等による下水道施設の被害を最小限にするため、管路等の維持・更新等を着実に進めるとともに、業務継続体制の充実を図る必要がある。 | |

| | |
|---|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 2-6 【健康管理】 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○指定避難所及び福祉避難所の機能充実 ・災害時においても、指定避難所及び福祉避難所における避難生活の質（QOL）の確保を図る必要がある。 | |
| ○健康管理等に関する情報提供体制の充実 ・市民自らが、災害時においても健康を維持管理できるよう各種情報の提供を図る必要がある。 | |

| | |
|--|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 2-6 【健康管理】 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○被災地での衛生環境保全体制等の充実（２－５より再掲） ・被災地や避難所等における感染症や食中毒等の発生・拡大を防止するための体制の充実が必要である。 | |

| | |
|---|--|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 3 必要不可欠な行政機能は確保する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 3-1 【警察機能】 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○地域防犯力の向上 ・災害時には空き巣や放火その他多様な犯罪の発生が想定されるため、平時から地域防犯体制の充実を図る必要がある。 | |

| | |
|---|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 3 必要不可欠な行政機能は確保する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 3-2 【行政機能】 市職員・公共施設等の被災による行政機能の大幅な低下 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○公共施設の耐災害性の向上（１－１より再掲） ・市立小・中学校施設及び不特定多数の市民等が利用する公共施設の耐震化は完了しており、各施設が災害時に果たすべき役割なども踏まえ、各施設の長寿命化を図る必要がある。 | |
| ○業務継続体制等の充実 ・災害発生時の応急対策の実施とともに、優先度の高い通常業務を適切に実施できる業務継続体制と、市の対応力を上回る大規模な災害にも広域的な支援を円滑に受け入れられる体制の充実などが必要である。 | |
| ○防災活動拠点の機能充実 ・市役所等をはじめとする各種防災活動拠点については、所要の機能が適切に発揮できるよう施設設備の充実などが必要である。 | |
| ○避難所の開設・運営体制の充実 ・市職員が被災し、避難所に市職員が到着できない場合なども想定し、指定管理者や学校管理者との連携、地域住民での避難所運営など多様な避難所の開設・運営方策等を検討することが必要である。 | |

| | |
|---|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 4-1 【通信基盤】 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 |
| 脆弱性評価結果 | |
| <p>○通信機器の充実と発信手段の多様化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時には、通信機器の破損や不測の事態の発生により通信環境の麻痺や機能停止、テレビ、ラジオ放送の中断などが想定されることから、通信手段の充実と発信手段の多様化を図る必要がある。 | |

| | |
|--|--|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 4-2 【メディア】 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 |
| 脆弱性評価結果 | |
| <p>○通信機器の充実と発信手段の多様化（4-1より再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時には、通信機器の破損や不測の事態の発生により通信環境の麻痺や機能停止、テレビ、ラジオ放送の中断などが想定されることから、通信手段の充実と発信手段の多様化を図る必要がある。 | |

| | |
|---|--|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 4-3 【情報サービス】 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
| 脆弱性評価結果 | |
| <p>○外国人等への情報の適切な提供と共有化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な外国人等に対して防災情報等を適切に伝達できるよう防災に関する基礎知識の習得機会や情報提供体制の充実を図る必要がある。 | |
| <p>○身近な相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が平時においても災害等に関して身近で気軽に相談ができる体制の整備と多様な相談に応じられる相談員の確保が必要である。 | |
| <p>○学校における防災教育の一層の充実と避難体制の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校においては、児童、生徒の安全を確保し、また、各種災害に関する正しい知識を習得できるよう防災教育の充実や避難体制の向上を検討する必要がある。 | |

| | |
|---|--|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 5 経済活動を機能不全に陥らせない |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 5-1 【製造・物流】 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下 |
| 脆弱性評価結果 | |
| <p>○企業における業務継続のための支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 各企業の活動が停止した場合、事業の中断などによる経済的損失が生じることから、各企業におけるBCPの策定を促していくとともに、災害時における資金調達などを支援するための体制の充実が必要である。 | |
| <p>○工業団地等の耐災害性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 白井工業団地は、高度な技術を有する企業が集積している千葉県内最大の内陸工業団地であることから耐災害性の向上を図る必要がある。 | |

| | |
|--|--|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 5 経済活動を機能不全に陥らせない |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 5-2 【エネルギー】 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響 |
| 脆弱性評価結果 | |
| <p>○企業における業務継続のための支援体制の充実（5-1より再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各企業の活動が停止した場合、事業の中断などによる経済的損失が生じることから、各企業におけるBCPの策定を促していくとともに、災害時における資金調達などを支援するための体制の充実が必要である。 | |
| <p>○道路啓開・応急復旧体制の充実（2-1より再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援物資の輸送や救助・救急・救援活動等を遅滞なく実施できるよう、発災後の道路啓開や応急復旧等を円滑に実施する必要がある。 | |

| | |
|---|---------------------------------|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 5 経済活動を機能不全に陥らせない |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 5-3 【産業施設】 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 |
| 脆弱性評価結果 | |
| <p>○重要な産業施設の耐災害性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内には、千葉県内最大の内陸工業団地があることから、各事業所等における耐災害性の向上などを促進する必要がある。 | |

| | |
|---|--|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 5 経済活動を機能不全に陥らせない |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 5-4 【交通網】 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○多重道路ネットワークの形成と沿道地区の耐災害性の向上（2-1より再掲） ・災害時に緊急輸送等が適切に実施される緊急輸送道路を補完する道路の整備や沿道地区の耐災害性の向上などが必要である。 | |
| ○民間開発の規制誘導による耐災害性の向上（2-1より再掲） ・緊急輸送道路や避難経路となる幹線道路沿道の耐災害性の向上が必要である。 | |
| ○道路啓開・応急復旧体制の充実（2-1より再掲） ・支援物資の輸送や救助・救急・救援活動等を遅滞なく実施できるよう、発災後の道路啓開や応急復旧等を円滑に実施する必要がある。 | |

| | |
|---|--|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 5 経済活動を機能不全に陥らせない |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 5-5 【金融サービス】 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○金融サービスの停止や消費者トラブル等に関する相談体制の充実 ・災害による金融サービスの機能停止などによる混乱の防止と最小化を図るため、情報提供体制の充実を図る必要がある。 | |

| | |
|---|--------------------------|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 5 経済活動を機能不全に陥らせない |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 5-6 【食料等】 食料等の安定供給の停滞 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○農作物等の災害予防対策の充実（2-1より再掲） ・災害時による農作物への被害が拡大しないよう、関係機関等と連携を図り災害予防対策等について周知する必要がある。 | |
| ○家畜等の防疫体制の充実 ・災害時においても家畜の適正な飼育と管理が行われるよう、関係機関等と連携を図り災害時の防疫対策等について周知する必要がある。 | |
| ○支援物資等の調達・供給、輸送体制の充実（2-1より再掲） ・支援物資等の調達・供給等を円滑に実施するための体制の充実が必要である。 | |

| | |
|--|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 6-1 【エネルギー】 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○燃料等の確保体制の充実 ・災害時の応急対策や緊急通行車両の運行等が燃料不足により支障をきたすことのないよう、災害協定の運用体制や新たな協定締結を検討する必要がある。 | |
| ○ライフライン事業者等との連携強化（2-1より再掲） ・大規模災害発生後の電力やガス等の早期供給体制の構築を支援できるよう関係機関等との連携強化を図る必要がある。 | |
| ○防災活動拠点の機能充実（3-2より再掲） ・市役所等をはじめとする各種防災活動拠点については、所要の機能が適切に発揮できるよう施設設備の充実などが必要である。 | |

| | |
|--|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 6-2 【上水道】 上水道等の長期間にわたる供給停止 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○上水道施設の適切な整備と応急給水活動体制の充実（2-1より再掲） ・水道は、市民生活・地域経済にライフラインとして欠かせない存在であり、安全な水の安定供給が図られるよう、上水道施設の整備や応急給水体制の充実を図る必要がある。 | |

| | |
|--|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 6-3 【污水处理】 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○下水道施設の維持・更新等と業務継続体制の充実（2-5より再掲） ・大規模地震等による下水道施設の被害を最小限にするため、管路等の維持・更新等を着実に進めるとともに、業務継続体制の充実を図る必要がある。 | |
| ○浄化槽の整備及び災害対応力の強化 ・市内には、単独処理浄化槽等が残されていることから、災害の発生も想定し新しい合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。 | |

| | |
|---|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 6-4 【交通基盤】 交通インフラの長期間にわたる機能停止 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○市道・橋梁等の適正な維持管理 ・交通インフラである市道・橋梁及び交通安全施設の耐災害性の向上や維持保全等を計画的に進める必要がある。 | |
| ○道路啓開・応急復旧体制の充実（２－１より再掲） ・支援物資の輸送や救助・救急・救援活動等を遅滞なく実施できるよう、発災後の道路啓開や応急復旧等を円滑に実施する必要がある。 | |

| | |
|--|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 7-1 【地震火災】 地震に伴う市街地での大規模火災発生による多数の死傷者の発生 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○避難場所や延焼防止等に資する公園等の整備 ・大規模自然災害時に懸念される市街地での延焼拡大の防止や、災害時における避難場所や防災活動拠点等の充実にも配慮して都市公園等の整備・改善を図る必要がある。 | |
| ○都市防災機能を有する街路の整備 ・既成市街地における延焼の拡大を防止するとともに、円滑な消火活動や避難活動等が行われるよう街路の整備が必要である。 | |
| ○自助・共助による火災予防対策の充実（１－２より再掲） ・平時においても建物火災のうち住宅火災が半数を占め、建物火災による死者の多くが住宅で発生する状況となっていることから火災予防対策を促進する必要がある。 | |
| ○公助としての消防力の充実（１－２より再掲） ・災害による同時多発火災や交通障害等の発生も想定し、常備及び非常備消防力の強化を図る必要がある。 | |
| ○ゆとりある住環境の整備（１－２より再掲） ・地震時等に大規模な延焼火災が発生しないよう、既成市街地等の耐災害性の改善を図る必要がある。 | |

| | |
|--|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 7-2 【交通障害】 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○緊急輸送道路の耐災害性の向上 ・市内には、県が指定する緊急輸送道路として一般国道 16 号、一般国道 464 号があり、関係機関による道路の耐災害性の向上に協力する必要がある。 | |
| ○多重道路ネットワークの形成による耐災害性の向上（2-1より再掲） ・災害時に緊急輸送等が適切に実施される緊急輸送道路を補完する道路の整備や沿道地区の耐災害性の向上などが必要である。 | |
| ○民間開発の規制誘導による耐災害性の向上（2-1より再掲） ・緊急輸送道路や避難経路となる幹線道路沿道の耐災害性の向上が必要である。 | |

| | |
|---|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 7-3 【防災基盤】 調整池や排水機場等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○総合的な治水対策等の充実（1-3より再掲） ・河川の氾濫による被害を最小限にするためには広域的、総合的な治水対策に取り組む必要があるとともに、道路冠水等の被害が発生していることから雨水排水管の整備を推進する必要がある。 | |
| ○土砂災害警戒区域等における防災・減災対策等の充実（1-4より再掲） ・集中豪雨の多発化、長期化などにより土砂災害の発生が懸念されることから、避難警戒体制の確立や土地利用の規制誘導、危険箇所の改善などを図る必要がある。 | |

| | |
|---|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 7-4 【有害物質】 有害物質の大規模拡散・流出や富士山噴火の降灰等による国土の荒廃 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○富士山噴火による降灰対策 ・富士山噴火による降灰被害は広範囲に及ぶため、国や県の検討状況を踏まえ、火山灰による被害軽減対策を検討する必要がある。 | |
| ○重要な産業施設の耐災害性の向上（5-3より再掲） ・市内には、千葉県内最大の内陸工業団地があることから、各事業所等における耐災害性の向上などを促進する必要がある。 | |

| | |
|--|-------------------------------|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 7-5 【緑地】 農地・森林等の被害による国土の荒廃 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○農地・農業水利施設等の適切な整備 ・大雨等による湛水被害の防止と災害からの早期復旧復興に資する営農環境の整備を図る必要がある。 | |
| ○有害鳥獣対策による農地・森林の荒廃防止 ・有害鳥獣による農林作物等の被害は増加傾向にあり、農林業等の継続に対する意欲等が低下し農地や森林等の荒廃が懸念されるため有害鳥獣対策を講じる必要がある。 | |
| ○農作物等の災害予防対策の充実（2-1より再掲） ・災害時による農作物への被害が拡大しないよう、関係機関等と連携を図り災害予防対策等について周知する必要がある。 | |

| | |
|--|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 8-1 【災害廃棄物】 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○一般廃棄物処理施設の耐災害性の向上 ・市は、印西地区環境整備事業組合及び柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合と連携し、地域の廃棄物処理の核となる印西クリーンセンター及びアクアセンターあじさいが各種災害等によって稼働不能とならないよう対策等を検討する必要がある。 | |
| ○災害廃棄物等の処理体制の充実（2-5より再掲） ・災害廃棄物処理の停滞により、被災地等の衛生環境の悪化や復旧・復興活動が大幅に遅れる事態を防ぐため、処理体制等の充実を図る必要がある。 | |

| | |
|---|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 8-2 【人材】 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）や体制の不足等により復興できなくなる事態 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○危険度判定等に関する体制の充実 ・大規模災害時に二次災害を防止し、迅速・公平に被災者の復旧・復興を図るため、宅地や建物に関する危険度判定と罹災証明書の交付にかかる建物被害認定などを行うための体制の充実が必要である。 | |

| | |
|---|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 8-2 【人材】 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)や体制の不足等により復興できなくなる事態 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○人的支援の受入れ体制の充実 ・災害からの復旧・復興時に国、県、他自治体等からの多くの人的支援を適切に受け入れられる体制の充実を図る必要がある。 | |
| ○防災・減災を担う市職員の育成 ・市職員は、大規模災害時に多様な対応を迅速に行うことが求められることから、人材育成を図る必要がある。 | |
| ○防災・減災活動等を担う多様な人材の育成 ・地域での防災・減災活動や社会福祉活動等を支える人材の育成をはじめ、市とボランティア組織、地域等との連絡調整を担う人材の育成が必要である。 | |
| ○災害復興に関する事前体制の確立 ・被災後、迅速かつ的確に災害からの復旧・復興活動が行えるよう体制の整備が必要である。 | |

| | |
|---|--|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 8-3 【浸水】 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○総合的な治水対策等の充実(1-3より再掲) ・河川の氾濫による被害を最小限にするためには広域的、総合的な治水対策に取り組む必要があるとともに、道路冠水等の被害が発生していることから雨水排水管の整備を推進する必要がある。 | |

| | |
|---|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 8-4 【地域文化】 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○指定文化財に係る各種防災対策の充実 ・市内の指定文化財の保存管理状況を把握するとともに、文化財所有者等に対して大規模自然災害への予防措置等に関する指導・助言を行う必要がある。 | |
| ○市内の文化財等に関する現状の把握等 ・災害による文化財等の滅失・棄損等を防止するため、各種文化財の実態を調査する必要 | |

| | |
|----------------------------|---|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 8-4 【地域文化】 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 |
| 脆弱性評価結果 | |
| がある。 | |

| | |
|--|--|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 8-5 【用地】 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○地籍調査等による土地境界等の明確化 ・大規模災害等により喪失した土地境界の復元を迅速に実施するためには、土地境界等を明確にしておくことが必要である。 | |
| ○応急仮設住宅の提供体制等の充実 ・被災者に対して、迅速に応急仮設住宅等の提供を図る必要がある。 | |

| | |
|---|--|
| 事前に備えるべき目標 (カテゴリー) | 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する |
| リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) | 8-6 【経済等】 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な被害 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○生活再建や事業再建等の支援対策の充実 ・市民の生活再建や市内事業者による雇用維持等を支援するための体制の充実が必要である。 | |

【資料2】施策分野ごとの脆弱性評価結果

| 個別施策分野 | ① 健康・福祉 |
|---|---------|
| 脆弱性評価結果 | |
| <p>○広域的な傷病者搬送体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大量の負傷者の発生に備え、関係機関との連携体制や支援体制等の充実を図る必要がある。 | |
| <p>○避難行動要支援者等に関する情報共有や支援体制等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害からの避難において避難行動要支援者等の安否確認を迅速に行うとともに、妊産婦や在宅療養者等に対しては、各々の特性に応じたきめ細かな避難支援を実施する必要がある。また、避難行動要支援者等も自ら避難等に関する手順等を把握している必要がある。 | |
| <p>○安全な社会福祉施設整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設は、自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、安全性を備えた施設の整備を促進する必要がある。 | |
| <p>○保健・医療サービスの情報提供体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害においては、市民等が安心して保健・医療サービスに関する情報を円滑に確認できる必要がある。 | |
| <p>○医療救護体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時に救護所等が迅速に設置され運用されるよう医療救護体制の充実が必要である。 | |
| <p>○被災地での衛生環境保全体制等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地や避難所等における感染症や食中毒等の発生・拡大を防止するための体制の充実が必要である。 | |
| <p>○指定避難所及び福祉避難所の機能充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時においても、指定避難所及び福祉避難所における避難生活の質（QOL）の確保を図る必要がある。 | |
| <p>○健康管理等に関する情報提供体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民自らが、災害時においても健康を維持管理できるよう各種情報の提供を図る必要がある。 | |
| <p>○身近な相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が平時においても災害等に関して身近で気軽に相談ができる体制の整備と多様な相談に応じられる相談員の確保が必要である。 | |
| <p>○防災・減災活動等を担う多様な人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での防災・減災活動や社会福祉活動等を支える人材の育成をはじめ、市とボランティア組織、地域等との連絡調整を担う人材の育成が必要である。 | |

| | |
|---|---------|
| 個別施策分野 | ② 学習・教育 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○指定避難所及び福祉避難所の機能充実（①より再掲） ・災害時においても、指定避難所及び福祉避難所における避難生活の質（ＱＯＬ）の確保を図る必要がある。 | |
| ○防災活動拠点の機能充実 ・市役所等をはじめとする各種防災活動拠点については、所要の機能が適切に発揮できるよう施設設備の充実などが必要である。 | |
| ○学校における防災教育の一層の充実と避難体制の向上 ・学校においては、児童、生徒の安全を確保し、また、各種災害に関する正しい知識を習得できるよう防災教育の充実や避難体制の向上を検討する必要がある。 | |
| ○指定文化財に係る各種防災対策の充実 ・市内の指定文化財の保存管理状況を把握するとともに、文化財所有者等に対して大規模自然災害への予防措置等に関する指導・助言を行う必要がある。 | |
| ○市内の文化財等に関する現状の把握等 ・災害による文化財等の滅失・棄損等を防止するため、各種文化財の実態を調査する必要がある。 | |

| | |
|--|---------|
| 個別施策分野 | ③ 産業・雇用 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○総合的な治水対策等の充実 ・河川の氾濫による被害を最小限にするためには広域的、総合的な治水対策に取り組む必要があるとともに、道路冠水等の被害が発生していることから雨水排水施設の整備を推進する必要がある。 | |
| ○支援物資等の調達・供給、輸送体制の充実 ・支援物資等の調達・供給等を円滑に実施するための体制の充実が必要である。 | |
| ○農作物等の災害予防対策の充実 ・災害時による農作物への被害が拡大しないよう、関係機関等と連携を図り災害予防対策等について周知する必要がある。 | |
| ○ライフライン事業者等との連携強化 ・大規模災害発生後の電力やガス等の早期供給体制の構築を支援できるよう関係機関等との連携強化を図る必要がある。 | |
| ○企業における業務継続のための支援体制の充実 ・各企業の活動が停止した場合、事業の中断などによる経済的損失が生じることから、各企業におけるＢＣＰの策定を促していくとともに、災害時における資金調達などを支援するための体制の充実が必要である。 | |
| ○重要な産業施設の耐災害性の向上 ・市内には、千葉県内最大の内陸工業団地があることから、各事業所等における耐災害性の向上などを促進する必要がある。 | |

| | |
|--|---------|
| 個別施策分野 | ③ 産業・雇用 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○金融サービスの停止や消費者トラブル等に関する相談体制の充実 ・災害による金融サービスの機能停止などによる混乱の防止と最小化を図るため、情報提供体制の充実を図る必要がある。 | |
| ○家畜等の防疫体制の充実 ・災害時においても家畜の適正な飼育と管理が行われるよう、関係機関等と連携を図り災害時の防疫対策等について周知する必要がある。 | |
| ○農地・農業水利施設等の適切な整備 ・大雨等による湛水被害の防止と災害からの早期復旧復興に資する営農環境の整備を図る必要がある。 | |
| ○有害鳥獣対策による農地・森林の荒廃防止 ・有害鳥獣による農林作物等の被害は増加傾向にあり、農林業等の継続に対する意欲等が低下し農地や森林等の荒廃が懸念されるため有害鳥獣対策を講じる必要がある。 | |
| ○生活再建や事業再建等の支援対策の充実 ・市民の生活再建や市内事業者による雇用維持等を支援するための体制の充実が必要である。 | |

| | |
|--|---------|
| 個別施策分野 | ④ 環境・自然 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○エネルギー供給源の多様化の充実 ・市は、エネルギーの供給停止による災害リスクを回避・緩和するための方策について市民や関係事業者等に支援する必要がある。 | |
| ○被災地での衛生環境保全体制等の充実（①より再掲） ・被災地や避難所等における感染症や食中毒等の発生・拡大を防止するための体制の充実が必要である。 | |
| ○災害廃棄物等の処理体制の充実 ・災害廃棄物処理の停滞により、被災地等の衛生環境の悪化や復旧・復興活動が大幅に遅れる事態を防ぐため、処理体制等の充実を図る必要がある。 | |
| ○浄化槽の整備及び災害対応力の強化 ・市内には、単独処理浄化槽等が残されていることから、災害の発生も想定し新しい合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。 | |
| ○富士山噴火による降灰対策 ・富士山噴火による降灰被害は広範囲に及ぶため、国や県の検討状況を踏まえ、火山灰による被害軽減対策を検討する必要がある。 | |
| ○一般廃棄物処理施設の耐災害性の向上 ・市は、印西地区環境整備事業組合及び柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合と連携し、地域の廃棄物処理の核となる印西クリーンセンター及びアクアセンターあじさいが各種災害等によって稼働不能とならないよう対策等を検討する必要がある。 | |

| | |
|--|---------|
| 個別施策分野 | ⑤ 地域・安心 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○地域防災力の向上 | |
| ・市民の防災・減災意識の醸成や地域一丸となった災害対応体制を構築するため、市民の自助力や地域での共助力の向上を図る必要がある。 | |
| ○自助・共助による火災予防対策の充実 | |
| ・平時においても建物火災のうち住宅火災が半数を占め、建物火災による死者の多くが住宅で発生する状況となっていることから火災予防対策を促進する必要がある。 | |
| ○公助としての消防力の充実 | |
| ・災害による同時多発火災や交通障害等の発生も想定し、常備及び非常備消防力の強化を図る必要がある。 | |
| ○総合的な治水対策等の充実（③より再掲） | |
| ・河川の氾濫による被害を最小限にするためには広域的、総合的な治水対策に取り組む必要があるとともに、道路冠水等の被害が発生していることから雨水排水施設の整備を推進する必要がある。 | |
| ○土砂災害警戒区域等における防災・減災対策等の充実 | |
| ・集中豪雨の多発化、長期化などにより土砂災害の発生が懸念されることから、避難警戒体制の確立や土地利用の規制誘導、危険箇所の改善などを図る必要がある。 | |
| ○必要な備蓄物資等の確保 | |
| ・市は、緊急支援的措置として供給が求められる各種物資を中心に備蓄等を図るとともに、市民等による備蓄が適切に行われるよう周知を行う必要がある。 | |
| ○道路啓開・応急復旧体制の充実 | |
| ・支援物資の輸送や救助・救急・救援活動等を遅滞なく実施できるよう、発災後の道路啓開や応急復旧等を円滑に実施する必要がある。 | |
| ○ライフライン事業者等との連携強化（③より再掲） | |
| ・大規模災害発生後の電力やガス等の早期供給体制の構築を支援できるよう関係機関等との連携強化を図る必要がある。 | |
| ○避難行動要支援者等に関する情報共有や支援体制等の充実（①より再掲） | |
| ・災害からの避難において避難行動要支援者等の安否確認を迅速に行うとともに、妊産婦や在宅療養者等に対しては、各々の特性に応じたきめ細かな避難支援を実施する必要がある。また、避難行動要支援者等も自ら避難等に関する手順等を把握している必要がある。 | |
| ○応急手当の普及啓発の充実 | |
| ・大規模災害時には、身近にいる人が応急手当を効果的に実施できれば救命率は飛躍的に向上することが期待されるため、応急手当のあり方について普及啓発が必要である。 | |
| ○帰宅困難者対策の充実 | |
| ・大規模な震災が発生した場合、帰宅困難者等の発生が予想されるため、帰宅困難者等の発生抑制及び徒歩帰宅支援策を講じる必要がある。 | |
| ○被災地での衛生環境保全体制等の充実（①より再掲） | |
| ・被災地や避難所等における感染症や食中毒等の発生・拡大を防止するための体制の充実が必要である。 | |

| | |
|--|---------|
| 個別施策分野 | ⑤ 地域・安心 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○健康管理等に関する情報提供体制の充実（①より再掲） | |
| ・市民自らが、災害時においても健康を維持管理できるよう各種情報の提供を図る必要がある。 | |
| ○地域防犯力の向上 | |
| ・災害時には空き巣や放火その他多様な犯罪の発生が想定されるため、平時から地域防犯体制の充実を図る必要がある。 | |
| ○防災活動拠点の機能充実（②より再掲） | |
| ・市役所等をはじめとする各種防災活動拠点については、所要の機能が適切に発揮できるよう施設設備の充実などが必要である。 | |
| ○避難所の開設・運営体制の充実 | |
| ・市職員が被災し、避難所に市職員が到着できない場合なども想定し、指定管理者や学校管理者との連携、地域住民での避難所運営など多様な避難所の開設・運営方策等を検討することが必要である。 | |
| ○通信機器の充実と発信手段の多様化 | |
| ・大規模災害時には、通信機器の破損や不測の事態の発生により通信環境の麻痺や機能停止、テレビ、ラジオ放送の中断などが想定されることから、通信手段の充実と発信手段の多様化を図る必要がある。 | |
| ○外国人等への情報の適切な提供と共有化 | |
| ・多様な外国人等に対して防災情報等を適切に伝達できるよう防災に関する基礎知識の習得機会や情報提供体制の充実を図る必要がある。 | |
| ○身近な相談体制の充実（①より再掲） | |
| ・市民が平時においても災害等に関して身近で気軽に相談ができる体制の整備と多様な相談に応じられる相談員の確保が必要である。 | |
| ○重要な産業施設の耐災害性の向上（③より再掲） | |
| ・市内には、千葉県内最大の内陸工業団地があることから、各事業所等における耐災害性の向上などを促進する必要がある。 | |
| ○燃料等の確保体制の充実 | |
| ・災害時の応急対策や緊急通行車両の運行等が燃料不足により支障をきたすことのないよう、災害協定の運用体制や新たな協定締結を検討する必要がある。 | |
| ○人的支援の受入れ体制の充実 | |
| ・災害からの復旧・復興時に国、県、他自治体等からの多くの人的支援を適切に受け入れられる体制の充実を図る必要がある。 | |
| ○応急仮設住宅の提供体制等の充実 | |
| ・被災者に対して、迅速に応急仮設住宅等の提供を図る必要がある。 | |

| 個別施策分野 | ⑥ 都市・交通 |
|--|---------|
| 脆弱性評価結果 | |
| <p>○中心都市拠点や生活拠点における耐災害性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白井駅周辺から市役所周辺の「中心都市拠点」及び西白井駅周辺の「生活拠点」は、多くの人々や都市機能が集まる拠点であり、市街地全体として耐災害性の向上が必要である。 | |
| <p>○住宅・建築物及び宅地の耐震化や安全性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅及び特定建築物の耐震化をはじめ、非構造部材やブロック塀等の安全対策、大規模盛土造成地の耐震化などを促進する必要がある。 | |
| <p>○ゆとりある住環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震時等に大規模な延焼火災が発生しないよう、既成市街地等の耐災害性の改善を図る必要がある。 | |
| <p>○総合的な治水対策等の充実（③より再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川の氾濫による被害を最小限にするためには広域的、総合的な治水対策に取り組む必要があるとともに、道路冠水等の被害が発生していることから雨水排水施設の整備を推進する必要がある。 | |
| <p>○上水道施設の適切な整備と応急給水活動体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道は、市民生活・地域経済にライフラインとして欠かせない存在であり、安全な水の安定供給が図られるよう、上水道施設の整備や応急給水体制の充実を図る必要がある。 | |
| <p>○道路啓開・応急復旧体制の充実（⑤より再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援物資の輸送や救助・救急・救援活動等を遅滞なく実施できるよう、発災後の道路啓開や応急復旧等を円滑に実施する必要がある。 | |
| <p>○多重道路ネットワークの形成による耐災害性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に緊急輸送等が適切に実施される緊急輸送道路を補完する道路の整備や沿道地区の耐災害性の向上などが必要である。 | |
| <p>○民間開発の規制誘導による耐災害性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路や避難経路となる幹線道路沿道の耐災害性の向上が必要である。 | |
| <p>○帰宅困難者対策の充実（⑤より再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な震災が発生した場合、帰宅困難者等の発生が予想されるため、帰宅困難者等の発生抑制及び徒歩帰宅支援策を講じる必要がある。 | |
| <p>○下水道施設の維持・更新等と業務継続体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震等による下水道施設の被害を最小限にするため、管路等の維持・更新等を着実に進めるとともに、業務継続体制の充実を図る必要がある。 | |
| <p>○工業団地等の耐災害性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白井工業団地は、高度な技術を有する企業が集積している千葉県内最大の内陸工業団地であることから耐災害性の向上を図る必要がある。 | |
| <p>○市道・橋梁等の適正な維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通インフラである市道・橋梁及び交通安全施設の耐災害性の向上や維持保全等を計画的に進める必要がある。 | |
| <p>○避難場所や延焼防止等に資する公園等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害時に懸念される市街地での延焼拡大の防止や、災害時における避難場所や防災活動拠点等の充実にも配慮して都市公園等の整備・改善を図る必要がある。 | |

| | |
|--|---------|
| 個別施策分野 | ⑥ 都市・交通 |
| 脆弱性評価結果 | |
| <p>○都市防災機能を有する街路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既成市街地における延焼の拡大を防止するとともに、円滑な消火活動や避難活動等が行われるよう街路の整備が必要である。 | |
| <p>○緊急輸送道路の耐災害性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内には、県が指定する緊急輸送道路として一般国道 16 号、一般国道 464 号があり、関係機関による道路の耐災害性の向上に協力する必要がある。 | |
| <p>○地籍調査等による土地境界等の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害等により喪失した土地境界の復元を迅速に実施するためには、土地境界等を明確にしておくことが必要である。 | |

| | |
|---|-------|
| 個別施策分野 | ⑦ 行財政 |
| 脆弱性評価結果 | |
| <p>○公共施設の耐災害性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立小・中学校施設及び不特定多数の市民等が利用する公共施設の耐震化は完了しており、各施設が災害時に果たすべき役割なども踏まえ、各施設の長寿命化を図る必要がある。 | |
| <p>○業務継続体制等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の応急対策の実施とともに、優先度の高い通常業務を適切に実施できる業務継続体制と、市の対応力を上回る大規模な災害にも広域的な支援を円滑に受け入れられる体制の充実などが必要である。 | |
| <p>○防災活動拠点の機能充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所等をはじめとする各種防災活動拠点については、所要の機能が適切に発揮できるよう施設設備の充実などが必要である。 | |
| <p>○防災・減災を担う市職員の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市職員は、大規模災害時に多様な対応を迅速に行うことが求められることから、人材育成を図る必要がある。 | |
| <p>○災害復興に関する事前体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災後、迅速かつ的確に災害からの復旧・復興活動が行えるよう体制の整備が必要である。 | |

| | |
|--|------------------|
| 個別施策分野 | (A) リスクコミュニケーション |
| 脆弱性評価結果 | |
| <p>○地域防災力の向上 (⑤より再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の防災・減災意識の醸成や地域一丸となった災害対応体制を構築するため、市民の自助力や地域での共助力の向上を図る必要がある。 | |
| <p>○必要な備蓄物資等の確保 (⑤より再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、緊急支援的措置として供給が求められる各種物資を中心に備蓄等を図るとともに、 | |

| | |
|---|------------------|
| 個別施策分野 | (A) リスクコミュニケーション |
| 脆弱性評価結果 | |
| 市民等による備蓄が適切に行われるよう周知を行う必要がある。 | |
| ○応急手当の普及啓発の充実 (⑤より再掲) ・大規模災害時には、身近にいる人が応急手当を効果的に実施できれば救命率は飛躍的に向上することが期待されるため、応急手当のあり方について普及啓発が必要である。 | |
| ○被災地での衛生環境保全体制等の充実 (①より再掲) ・被災地や避難所等における感染症や食中毒等の発生・拡大を防止するための体制の充実が必要である。 | |

| | |
|---|----------|
| 個別施策分野 | (B) 人材育成 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○地域防災力の向上 (⑤より再掲) ・市民の防災・減災意識の醸成や地域一丸となった災害対応体制を構築するため、市民の自助力や地域での共助力の向上を図る必要がある。 | |
| ○公助としての消防力の充実 (⑤より再掲) ・災害による同時多発火災や交通障害等の発生も想定し、常備及び非常備消防力の強化を図る必要がある。 | |
| ○地域防犯力の向上 (⑤より再掲) ・災害時には空き巣や放火その他多様な犯罪の発生が想定されるため、平時から地域防犯体制の充実を図る必要がある。 | |
| ○危険度判定等に関する体制の充実 ・大規模災害時に二次災害を防止し、迅速・公平に被災者の復旧・復興を図るため、宅地や建物に関する危険度判定と罹災証明書の交付にかかる建物被害認定などを行うための体制の充実が必要である。 | |
| ○防災・減災を担う市職員の育成 (⑦より再掲) ・市職員は、大規模災害時に多様な対応を迅速に行うことが求められることから、人材育成を図る必要がある。 | |
| ○防災・減災活動等を担う多様な人材の育成 (①より再掲) ・地域での防災・減災活動や社会福祉活動等を支える人材の育成をはじめ、市とボランティア組織、地域等との連絡調整を担う人材の育成が必要である。 | |

| | |
|--|----------|
| 個別施策分野 | (C) 官民連携 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○中心都市拠点や生活拠点における耐災害性の向上 (⑥より再掲) ・白井駅周辺から市役所周辺の「中心都市拠点」及び西白井駅周辺の「生活拠点」は、多くの人々や都市機能が集まる拠点であり、市街地全体として耐災害性の向上が必要である。 | |
| ○支援物資等の調達・供給、輸送体制の充実 (③より再掲) ・支援物資等の調達・供給等を円滑に実施するための体制の充実が必要である。 | |

| 個別施策分野 | (C) 官民連携 |
|---|----------|
| 脆弱性評価結果 | |
| <p>○民間開発の規制誘導による耐災害性の向上 (⑥より再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路や避難経路となる幹線道路沿道の耐災害性の向上が必要である。 | |
| <p>○農作物等の災害予防対策の充実 (③より再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時による農作物への被害が拡大しないよう、関係機関等と連携を図り災害予防対策等について周知する必要がある。 | |
| <p>○ライフライン事業者等との連携強化 (③より再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生後の電力やガス等の早期供給体制の構築を支援できるよう関係機関等との連携強化を図る必要がある。 | |
| <p>○広域的な傷病者搬送体制の整備 (①より再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大量の負傷者の発生に備え、関係機関との連携体制や支援体制等の充実を図る必要がある。 | |
| <p>○避難行動要支援者等に関する情報共有や支援体制等の充実 (①より再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害からの避難において避難行動要支援者等の安否確認を迅速に行うとともに、妊産婦や在宅療養者等に対しては、各々の特性に応じたきめ細かな避難支援を実施する必要がある。また、避難行動要支援者等も自ら避難等に関する手順等を把握している必要がある。 | |
| <p>○帰宅困難者対策の充実 (⑤より再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な震災が発生した場合、帰宅困難者等の発生が予想されるため、帰宅困難者等の発生抑制及び徒歩帰宅支援策を講じる必要がある。 | |
| <p>○医療救護体制の充実 (①より再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時に救護所等が迅速に設置され運用されるよう医療救護体制の充実が必要である。 | |
| <p>○下水道施設の維持・更新等と業務継続体制の充実 (⑥より再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震等による下水道施設の被害を最小限にするため、管路等の維持・更新等を着実に進めるとともに、業務継続体制の充実を図る必要がある。 | |
| <p>○地域防犯力の向上 (⑤より再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時には空き巣や放火その他多様な犯罪の発生が想定されるため、平時から地域防犯体制の充実を図る必要がある。 | |
| <p>○避難所の開設・運営体制の充実 (⑤より再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市職員が被災し、避難所に市職員が到着できない場合なども想定し、指定管理者や学校管理者との連携、地域住民での避難所運営など多様な避難所の開設・運営方策等を検討することが必要である。 | |
| <p>○外国人等への情報の適切な提供と共有化 (⑤より再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な外国人等に対して防災情報等を適切に伝達できるよう防災に関する基礎知識の習得機会や情報提供体制の充実を図る必要がある。 | |
| <p>○燃料等の確保体制の充実 (⑤より再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の応急対策や緊急通行車両の運行等が燃料不足により支障をきたすことのないよう、災害協定の運用体制や新たな協定締結を検討する必要がある。 | |

| | |
|--|----------|
| 個別施策分野 | (C) 官民連携 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○自助・共助による火災予防対策の充実 (⑤より再掲) | |
| ・ 平時においても建物火災のうち住宅火災が半数を占め、建物火災による死者の多くが住宅で発生する状況となっていることから火災予防対策を促進する必要がある。 | |
| ○応急仮設住宅の提供体制等の充実 (⑤より再掲) | |
| ・ 被災者に対して、迅速に応急仮設住宅等の提供を図る必要がある。 | |
| ○生活再建や事業再建等の支援対策の充実 (③より再掲) | |
| ・ 市民の生活再建や市内事業者による雇用維持等を支援するための体制の充実が必要である。 | |

| | |
|--|-----------|
| 個別施策分野 | (D) 老朽化対策 |
| 脆弱性評価結果 | |
| ○公共施設の耐災害性の向上 (⑦より再掲) | |
| ・ 市立小・中学校施設及び不特定多数の市民等が利用する公共施設の耐震化は完了しており、各施設が災害時に果たすべき役割なども踏まえ、各施設の長寿命化を図る必要がある。 | |
| ○中心都市拠点や生活拠点における耐災害性の向上 (⑥より再掲) | |
| ・ 白井駅周辺から市役所周辺の「中心都市拠点」及び西白井駅周辺の「生活拠点」は、多くの人々や都市機能が集まる拠点であり、市街地全体として耐災害性の向上が必要である。 | |
| ○上水道施設の適切な整備と応急給水活動体制の充実 (⑥より再掲) | |
| ・ 水道は、市民生活・地域経済にライフラインとして欠かせない存在であり、安全な水の安定供給が図られるよう、上水道施設の整備や応急給水体制の充実を図る必要がある。 | |
| ○下水道施設の維持・更新等と業務継続体制の充実 (⑥より再掲) | |
| ・ 大規模地震等による下水道施設の被害を最小限にするため、管路等の維持・更新等を着実に進めるとともに、業務継続体制の充実を図る必要がある。 | |
| ○指定避難所及び福祉避難所の機能充実 (①より再掲) | |
| ・ 災害時においても、指定避難所及び福祉避難所における避難生活の質(QOL)の確保を図る必要がある。 | |
| ○防災活動拠点の機能充実 (⑦より再掲) | |
| ・ 市役所等をはじめとする各種防災活動拠点については、所要の機能が適切に発揮できるよう施設設備の充実などが必要である。 | |
| ○市道・橋梁等の適正な維持管理 (⑥より再掲) | |
| ・ 交通インフラである市道・橋梁及び交通安全施設の耐災害性の向上や維持保全等を計画的に進める必要がある。 | |
| ○避難場所や延焼防止等に資する公園等の整備 (⑥より再掲) | |
| ・ 大規模自然災害時に懸念される市街地での延焼拡大の防止や、災害時における避難場所や防災活動拠点等の充実にも配慮して都市公園等の整備・改善を図る必要がある。 | |
| ○緊急輸送道路の耐災害性の向上 (⑥より再掲) | |
| ・ 市内には、県が指定する緊急輸送道路として一般国道 16 号、一般国道 464 号があり、 | |

| | |
|--|-----------|
| 個別施策分野 | (D) 老朽化対策 |
| 脆弱性評価結果 | |
| 関係機関による道路の耐災害性の向上に協力する必要がある。 | |
| <p>○農地・農業水利施設等の適切な整備 (③より再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨等による湛水被害の防止と災害からの早期復旧復興に資する営農環境の整備を図る必要がある。 | |
| <p>○一般廃棄物処理施設の耐災害性の向上 (④より再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、印西地区環境整備事業組合及び柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合と連携し、地域の廃棄物処理の核となる印西クリーンセンター及びアクアセンターあじさいが各種災害等によって稼働不能とならないよう対策等を検討する必要がある。 | |

【参考資料 1】 国土強靱化基本計画の重点化プログラム

国基本計画（平成 30 年 12 月 14 日）では、限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるため、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要があるとし、プログラム単位で施策の重点化を図ることとし、国の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点に加え、施策の進捗、社会情勢の変化等も踏まえ、15 の重点化すべきプログラムを選定している。

●重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態

| 基本目標 | 事前に備えるべき目標 | | 起きてはならない最悪の事態 |
|---------------------------------|---|-----|---|
| Ⅰ. 人命の保護が最大限図られる | 1 直接死を最大限防ぐ | 1-1 | 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-3 | 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-4 | 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-5 | 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生 |
| Ⅱ. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される | 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 2-1 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 |
| | | 2-3 | 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| | | 2-7 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 |
| 4 | 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する | 4-3 | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
| Ⅲ. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 | 5 経済活動を機能不全に陥らせない | 5-1 | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下 |
| | | 5-5 | 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 |
| | | 5-8 | 食料等の安定供給の停滞 |
| Ⅳ. 迅速な復旧復興 | 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 6-1 | 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 |
| | | 6-2 | 上水道等の長期間にわたる供給停止 |
| | 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない | 7-1 | 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 |
| | | 7-6 | 農地・森林等の被害による国土の荒廃 |

【参考資料2】千葉県国土強靱化地域計画の重点化プログラム

県地域計画（平成29年1月）では、37のプログラムについて、県が直面する大規模自然災害のリスクの影響の大きさや緊急度等を踏まえ、「人命の保護」を最優先として、4つの基本目標に対する効果の大きさや緊急度の観点から、下表に示す16の重点化すべきプログラムを選定している。

●重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態

| 基本目標 | 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） |
|--|--|--|
| Ⅰ. 人命の保護が最大限図られること | 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる | 1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 |
| | | 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生 |
| | | 1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 |
| | | 1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態 |
| | | 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 |
| | | Ⅱ. 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること |
| 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 | | |
| 3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 | | |
| Ⅲ. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 | 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する | 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 |
| | | 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する |
| 5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 | | |
| 5-4 基幹的陸上・海上交通ネットワーク及び空港の機能停止 | | |
| 5-6 食料等の安定供給の停滞 | | |
| Ⅳ. 迅速な復旧復興 | 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る | 6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 |
| | | 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態 |
| | | 7 制御不能な二次災害を発生させない |